

## 令和6年小牧市議会第1回定例会会議録

① 令和6年3月11日第1回市議会定例会（第4日）を小牧市役所議事室に招集された。

② 出席議員は次のとおりである。

1 伊藤 皇士郎	2 永井 孝典
3 猪飼 健治	4 黒木 明
5 大上 利幸	6 阿部 哲己
7 余語 智	8 佐藤 悟
9 佐藤 早苗	10 山田 美代子
11 安江 美代子	12 谷田貝 将典
13 諸岡 英実	14 河内 光
15 鈴木 裕士	16 石田 知早人
17 長田 淳	18 星熊 伸作
19 加藤 晶子	20 小川 真由美
21 小沢 国大	22 木村 哲也
23 河内 伸一	24 小島 倫明
25 舟橋 秀和	

③ 欠席議員は次のとおりである。

なし

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

市長 山下 史守朗	副市長 伊木 利彦
副市長 平岡 健一	教育長 中川 宣芳
市長公室長 笹原 浩史	総務部長 松浦 智明
地域活性化営業部長 石川 徹	市民生活部長 入江 慎介
健康生きがい支え合い推進部長 江口 幸全	福祉部長 伊藤 俊幸
こども未来部長 川尻 卓哉	建設部長 前田 多賀彦
都市政策部長 鶴飼 達市	上下水道部長 水野 隆
市民病院事務局長 長尾 正人	教育部長 伊藤 京子
監査委員事務局長 伊藤 裕介	消防長 高橋 博之
市長公室次長 駒瀬 勝利	総務部次長 舟橋 知生
地域活性化営業部次長 三品 克二	市民生活部次長 小川 正夫

健康生きがい支え合い推進部次長	落合健一	福祉部次長	小川真治
こども未来部次長	伊藤加代子	建設部次長	竹内隆正
都市政策部次長	堀場武	上下水道部次長	笹尾拓也
市民病院事務局次長	竹田孝一	教育部次長	矢本博士
会計管理者	林浩之	副消防長	小口高広

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

事務局次長	高木大作	議事課長	河村昌二
書記	舟橋紀浩	書記	尾崎拓実

⑥ 会議事件は次のとおりである。

一般質問

1 個人通告質問

(午前10時00分 開 議)

○議会事務局長（高木大作）

ただいまの出席議員は25名であります。

○議長（舟橋秀和）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、配付いたしましたとおりであります。

日程第1、一般質問に入ります。

3月8日に引き続き、個人通告質問を行います。

通告順に発言を許します。

余語 智議員。

○7番（余語 智）

皆さん、おはようございます。本日11日は、東日本大震災から13年がたちました。また、本年元旦には能登地域におきまして、大きな大地震がございました。亡くなられた方に対しまして、哀悼の意を表するとともに、被災された皆様方にお見舞いを申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきに通告をしました質問項目1点につきまして質問をさせていただきます。

それでは、質問項目1、職員の人材育成についてであります。

現在の社会情勢を見ると、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、個人のライフプランや価値観の変化・多様化、大規模災害などのリスク増大、さらには、デジタル社

会の到来などに直面し、地方公共団体を取り巻く状況は大きく変化しております。

また、特に生産年齢人口の減少に伴い、見込まれる行政需要増大にどのように対応していくのか、さらに、職員の質と量を確保するとともに行政サービスの水準を維持するため、どのような人材育成及び魅力ある職場づくりを行っていくのかという、大きな課題があると考えます。

こうした中、市民サービスの維持・向上を確立していくためには、その担い手であります職員の皆さんが、まずは健康であること、そして一人一人の意識や能力の向上など、職員の人材育成というものがこれまで以上に、市政運営にとって、より重要になってくるものと考えます。

人材育成の推進に当たっては、人事評価、研修及び職場環境に視点を向ける必要があると考えます。

人事評価制度は、任用、給与、分現その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で、行われる勤務成績の評価であります。能力を存分に発揮し、業績を挙げた職員を公正・公平に評価するのは言うまでもなく、人材育成を推進するには、その人事評価の活用を行っていくことが肝要であると考えます。

また、研修は一般的に、職場研修、職場外研修及び自己啓発などがあり、職員の能力開発を効率的に行っていくことが求められています。しかしながら、研修は、職員全員に対して平等に実施していることから、研修の内容によっては、職員一人一人の適性や能力に合ったものではなく、義務として自動的に受けなくてはならないという場合も少なくないと思われま

す。職場環境については、特に人材育成と密接な関係があり、職員全員が組織の目標を共有し、互いに切磋琢磨して業務に取り組む職場は、職員自らも大いに能力を発揮するものと考えます。その能力を十分発揮するためには、心と体の健康が第一と考えます。

総務省では、各地方公共団体の人材育成に関して、平成9年に、地方自治新時代における人材育成基本方針策定指針を示し、この指針を踏まえ、各地方公共団体の人材育成基本方針が策定・改正されてきたところであります。

本市におきましては、小牧市人材育成基本方針に基づき、職員の確保及び研修等により職員の育成が図られ、市民サービス及び様々な行政課題に対し、職員の皆さんが日夜一生懸命に対応をされております。

また、令和5年12月22日付で総務省は、地方自治体で不足するデジタル人材の育成などを促進させるため、自治体向けの人材育成・確保基本方針策定指針を公表されま

した。これは、平成9年の指針から抜本的に改正されたものであります。

そこで質問をさせていただきます。

(1) 研修に関する取組について。

ア、職員の研修体系は、どのようになっているのか伺います。

イ、研修の効果をどのように把握しているのか伺います。

(2) 職場環境に関する取組について。

ア、組織の目標管理をどのように行っているのか伺います。

イ、職員の健康管理をどのように行っているのか伺います。

(3) 職員の人材育成に関する取組について。

ア、職員の人材育成をどのように行っているのか伺います。

イ、国の人材育成基本方針策定指針の改定は、どのような内容なのか伺います。

以上、誠意ある答弁を期待しまして、本項目についての1回目の質問を終わります。

#### ○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

#### ○市長公室次長（駒瀬勝利）

それでは、質問項目1、職員の人材育成について。

(1) 研修に関する取組について。

アの職員の研修体系はどのようになっているのかのお尋ねについてであります。

職員の研修体系は、自己啓発研修、集合研修、職場研修、派遣研修の四つの区分で構成しており、まず、自己啓発研修は、職員自らが意欲的に業務に必要な知識・技能を習得していくもので、通信教育の受講や資格取得の支援等を行っております。

次に、集合研修は、主として階層別を実施しており、経験年数や役職に応じた必要な知識を習得していくもので、新規採用職員研修、採用3、4年目の初級職員研修、採用7年目の中級職員研修、主任昇格者を対象とした上級職員研修のほか、主査、係長、管理職ごとに行っております。

次に、職場研修は、各職場の管理監督者が日常の仕事を通じて職員一人一人の目標管理を行うもので、職員の資質の向上、組織の活性化、職場規律の保持を図っております。

最後に、派遣研修であります。職員を愛知県市町村振興協会研修センター、尾張5市2町研修協議会、自治大学校などへ派遣し、専門的な知識の習得や他の自治体の職員との情報交換により、資質を高めているところであります。

続きまして、イの研修の効果をどのように把握しているのかのお尋ねについてありますが、職員は研修を受講した後、受講者自身が研修を振り返り、習得した知識を

どのような状況・場面で活用するのか、研修で印象に残ったキーワードとその理由、講師の評価などを受講報告として提出しております。人事課においてこれらを集計し、分析することで、職員の研修ニーズや効果を把握し、以後の研修の参考としたり、新たな研修の企画立案をしております。

続きまして、(2) 職場環境に関する取組について。

アの組織の目標管理をどのように行っているのかのお尋ねについてであります。

まず、毎年度当初に、各部の重点項目やその方向性、取組内容について市長と部長級職員が合意形成を図り、部の組織目標を定めます。その後、部の組織目標を基に、人事評価制度において、課の組織目標を定め、主任以上の職員は課の組織目標を基に、個人目標を定めております。

なお、目標の設定においては、課長や部長が面談の上決定をしているところであります。

その後、目標の進捗状況を確認するため、11月頃に評価者である課長や部長は、主任以上の職員と中間面談を行い、達成状況の把握や今後の進め方などについて、助言・指導を行い、3月頃に再度面談の上、目標の達成状況を確認しているところであります。

私からは以上です。

#### ○市長公室長（笹原浩史）

次に、イの職員の健康管理をどのように行っているのかのお尋ねであります。

本市は、健康診断の受診をはじめとした健康増進に取り組むとともに、休暇の取得促進や良好な職場環境の維持に努めており、令和4年10月に、健康経営を踏まえた自治体経営を宣言したところであります。そして、令和5年3月には、経済産業省が創設し、日本健康会議が認定する健康経営優良法人制度において、健康経営優良法人2023（大規模法人部門）に認定されたところであります。

そこで、具体的な取組といたしましては、会計年度任用職員を含めた全職員に、健康診断または人間ドックを受診させ、再検査や治療が必要と判定された職員には、再受診等を促しているところであります。

また、全職員を対象にストレスチェックを実施しており、高ストレスと判定された職員に対しては、産業医や精神保健福祉士の面談を受けるように促すとともに、ストレスチェックにおいて健康面でリスクがあると判定された部署の所属長に対しては、ストレスチェックの実施機関から所属職員の健康管理について指導を受け、職員の健康管理改善に取り組んでいるところであります。

これらの取組のほかに、産業医による健康相談や精神保健福祉士と産業医の資格を

有する医師による、こころの健康相談を開設しており、心の不調の早期発見、早期対応に努めているところであります。

また、職員の健康づくりを推進していくために、健康づくりに関する情報を発信したり、体組成の測定会などを行っているほか、今年度、職員の健康づくりに関する手引きを作成したところであり、今後、安全衛生の講習の場や各職場で活用し、さらなる職員の健康増進に努めていきたいと考えております。

次に、(3) 職員の人材育成に関する取組についてのア、職員の人材育成をどのように行っているのかとのお尋ねであります。

本市は、小牧市人材育成基本方針を基に人材育成を行っております。

基本方針では、求める職員像を「市民の立場で考え、柔軟で創造的な政策を立案する職員」、「問題意識を持って、組織や仕事の問題を発見し、解決する職員」、「変化に対応して、新たな課題に果敢に挑戦する職員」と定め、この職員像を実現するため、人事異動、研修、人事評価、昇格・昇給などの人事制度を相互に関係付けて人材育成に取り組んでいるところであります。

具体的には、人事異動では、採用後おおむね15年までにジョブローテーションにより、3ないし4部署を異動することで、様々な知識を習得したり、経験を積むことで、係長以上の役職者となる土台づくりをし、研修では、さきにお答えをいたしました自己啓発研修などの研修体系に基づいた研修を実施し、時代の要請に応じた職員の能力育成を図っているところであります。

また、人事評価では、さきにお答えをいたしました目標管理の手法により、職員一人一人に応じた能力育成を行い、能力や達成度に応じた客観的、合理的な評価を行うことで、公正な人事の確保を図り、昇格・昇級では、人事評価結果の勤勉手当成績率への反映や年功序列によらない能力に基づいた昇格により、職員のモチベーションの向上を図っているところであります。

なお、人材育成の基本的な方針につきましては、長期的な視点に立って進めているところでありますが、人事異動、研修、人事評価、昇格・昇給などの個別の制度は随時見直しを行っており、より専門的な人材の採用や育成、社会の変化に応じた目標の設定や評価などにより、時代の要請に応じた人材育成を図っているところであります。

次に、イの国の人材育成基本方針策定指針の改定は、どのような内容なのかとのお尋ねであります。

国は、地方自治体が職員の人材育成を進めるための基本方針を定めるに当たっての指針として、地方自治新時代における人材育成基本方針策定指針を平成9年に作成し、地方自治体に提示をいたしました。その内容は、地方分権が進んでいく中、地方の政

策形成能力の向上につながる人材の育成を主眼に置いたもので、研修の充実、職場環境の整備が主なものであります。

国の指針は平成9年以後、長らく改正されておりましたが、この間に地方自治体を取り巻く状況は大きく変化しており、複雑・多様化する行政課題に対応する上で、人材育成・確保の重要性が一層高まっていること、さらには、働き手の価値観が変化しており、多様な働き方を受け入れる職場環境づくりが必須となっていることから、令和5年12月に人材育成に加えて、人材確保や職場環境の整備、そして、デジタル人材の育成・確保に関する事項が盛り込まれた新たな指針が国から示されたところであります。

本市では、さきにお答えをいたしましたとおり、個別の人事制度につきましては、随時見直しをしており、例えばデジタル人材の育成・確保については、民間企業のシステムエンジニア等の採用やデジタル庁への職員の派遣等を実施しており、そのほかにも多様な人材を確保するための採用試験の見直しや工夫を行い、併せて職場環境の整備として、時間外勤務の縮減や休暇の取得促進のほか、ハラスメント防止やフリーアドレスの導入などを実施してきたところであります。

今後も国が示した指針を参考にしながら、他の自治体の状況などの調査研究を進め、必要な対応をしっかりとっていきたいと考えております。

以上であります。

## ○7番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。

研修についてであります。とても多岐にわたる研修があることが分かりました。中でも、受け身の研修だけでなく、通信教育や資格取得の能動的な自己啓発研修にも力を入れており、職員の意欲により、能力・資質向上が図られていることが分かりました。

また、受講者は受講報告を提出し、それを人事課の分析等により、今後の研修計画につながっていることも分かりました。

それでは、研修に関して、再質問をさせていただきます。

新たな研修を取り入れるお考えはあるのか伺います。

## ○市長公室長（笹原浩史）

新たな研修を取り入れる考えはあるかとのお尋ねであります。

職員研修につきましては、さきにお答えをいたしました研修の受講報告などを参考に毎年度新たな研修を取り入れております。ちなみに来年度におきましては、新たな研修として、若年層を対象としたキャリアデザイン研修と高齢期職員を対象としたラ

ライフプラン研修を計画しております。

キャリアデザイン研修は、新規採用職員から採用後7年程度の20代を中心とした若年層を対象に行うもので、自身のこれまでの経験を振り返り、今後どのような職員になりたいのか、どのように働きたいのかといった将来ビジョンを描くことにより、自分の働き方のイメージの明確化と主体的な能力開発を図るものであります。

ライフプラン研修は、定年延長により高齢期の職員が増え、経験を有する貴重な存在となることから、55歳以上の職員を対象に行うものであります。高齢期の職員は、自身の健康や家族の健康、介護などといった問題を抱えながら働くことが予想されること、役職から外れることにより働き方が変わることもあることから、当該職員が求められている役割などを理解し、安心して働けるよう、働き方や生活設計に関する情報提供を行うなど、高齢期の職員の支援を図るものであります。

以上であります。

#### ○7番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。

来年度は、新たな研修としてキャリアデザイン研修とライフプラン研修を計画していることが分かりました。

キャリアデザイン研修は、若い職員の皆さんが自身を振り返り、将来に向けた理想的な働き方をイメージしてビジョンを描くことで、大きな能力を発揮されていくことが期待されます。

また、ライフプラン研修では、高齢期職員の皆さんが安心して働けるよう支援を受けることから、若い職員への業務のノウハウの伝授、さらには人材の安定的な確保にもつながり、働きやすい職場になるものと期待されます。

また、人事評価における職員の個人目標は、課の目標を基に、上司との面談により設定されています。

しかしながら、職場の声をお聞きすると、中には面談を行うこともなく、個人目標の提出がなされていることもあるとお聞きします。個人目標を設定して仕事に取り組むことはもちろんであります。それ以上に、上司と部下との面談の時間を設け、目標に向かって話し合うことが何よりも大事なことであり、人材育成につながっていくものと考えます。

部下に寄り添い、目標に向かって話し合う場を設けていただくことをお願いいたします。

また、職員の健康づくりに当たっては、今年度、職員の健康づくりに関する手引きを作成され、職員の健康増進に努められていることが分かりました。



それでは、再質問をさせていただきます。

病気や育児休業等の長期休業をしている職員に対する復職支援はどのように行っているのか伺います。

#### ○市長公室長（笹原浩史）

病気や育児休業等の長期休業をしている職員に対する復職支援はどのように行っているのかとのお尋ねであります。

病気により長期間休んだ職員に対する復職支援といたしましては、原則として復職の前後において、産業医あるいは産業医の資格を有するところの健康相談員による面談を行っており、面談の場で、日常生活と仕事の両面からアドバイスを受けております。事案によっては、産業医から所属の上司に対し、仕事面で配慮する事項や病状の説明を行い、職場とも情報を共有しておるところであります。

次に、育児休業からの復職支援といたしましては、職場に復帰する2か月ほど前に、所属長と本人による面談を実施し、現在の職場状況を説明するとともに、復職する職員から部分休業や業務の割り振りなどの希望を聞き取っております。

そして、復職後1か月程度を目安に復職後の就業状況について、所属長と本人による面談を実施し、育児と仕事の両立で不安に感じることなどを聞き取り、職員の働きやすい環境の整備に努めているところであります。

このほかに、育児休業から復職する職員を対象に、復職内に育児休業経験のある職員との座談会を開催し、復職に対し不安に感じている内容や、取得経験職員がどのように仕事と家庭の両立を図っているのかなどについて話し合いをし、少しでも復職に対する不安が軽減できるように取り組んでいるところであります。

さらに来年度は、この取組に加え、復職後においても座談会を実施し、仕事と育児に関する悩みの相談ができる場づくりを考えているところであります。

以上であります。

#### ○7番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。

仕事を休まれている職員に対しまして、様々な支援が行われていることが分かりました。

また、来年度には、育児休業していた職員に対して、新たに復職後においても座談会を設けて、職員同士で仕事や育児に関しての悩み相談など支援する体制を拡大することとあります。

職員一人一人は、大変貴重な人材であります。引き続き、良好な復職支援をお願いいたします。

続きまして、デジタルについてであります。

国の新たな指針で、デジタル人材の育成・確保に関する事項も盛り込まれました。本市では、デジタル庁への職員派遣など実施されております。

それでは、再質問をさせていただきます。

職員のデジタル人材育成についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

#### ○市長公室長（笹原浩史）

職員のデジタル人材の育成についてどのように考えているのかとのお尋ねであります。

本市は、令和3年3月に小牧市デジタルイノベーション推進計画を策定し、業務プロセス等のデジタル化に積極的に取り組むことで、業務の効率化や市民サービスの向上に努めているところであります。

職員のデジタル人材の育成につきましては、さきにお答えをいたしました民間企業のシステムエンジニアの採用や、デジタル庁などへの職員の派遣のほか、今年度からは、内閣府の地方創生人材支援制度に基づき、ソフトバンク株式会社から派遣されたデジタル専門人材をデジタルアドバイザーとして委嘱し、デジタル分野における様々な助言、情報提供をいただいているところであります。

さらに、セキュリティ研修の実施や、デジタルに関するものも含めた職員の業務に関する資格取得費用の支援などを実施しているところであります。

なお、DXを推進するには、全ての職員がデジタル時代に合った行政サービスを理解し、業務の効率化や市民サービスの向上に取り組む必要があると考えております。

そのためにもまずは、職員のDXへの心理的ハードルを下げるのが重要と考えており、今年度はITに苦手意識がある、ITスキルが必要だと感じているがどうしたらよいか分からないという職員を対象に、何から学んでいけばいいのか、どんなことが求められているのかという内容で、外部講師を招いた研修を行い、約60人が参加したところであります。

今後も管理職をはじめ、全ての職員を対象としたDXに関する研修を行うことで、DXがこれからの業務に欠かせないものであること。専門の部署だけで進めていくものではないことを理解させるとともに、デジタルツールを活用できる能力、いわゆるデジタルリテラシーの向上にも努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

#### ○7番（余語 智）

御答弁ありがとうございます。

DXの推進に当たっては、今年度は外部講師を招いた研修も開かれ、積極的に人材

育成が行われていることが分かりました。

また、答弁の中で、DXは専門部署だけで進めていくものではないことを職員に理解させる必要がある、とありました。私はこれが大きなポイントになると思います。DXは全ての部署で関係してくるものであり、全職員が一体となって取り組んでいく体制づくりが必要になってくるものと思います。

愛知県では令和6年度に、県庁内の一つの専門部署だけが担当するのではなく、各局にデジタル化・DX推進担当を配置し、推進していく方針を掲げられました。若手職員を中心として、研修を通じてデジタルの技術や知識を学び直し、職務のデジタル化を専門に担当するようであります。

本市とは、規模は違えども県職員全体で推進していく姿勢がうかがえます。

質問の結びになりますが、職員は貴重な財産であり宝であります。職員の人材育成は、人材育成基本方針を基に行われ、市民サービスにもつながる非常に大切なことでもあります。

現在の小牧市人材育成基本方針は、平成17年1月に策定されたもので、既に19年が経過しております。方針を知らない職員、知らない市民も多くいると思われまます。時代の変化に的確に対応した新たな小牧市人材育成基本方針を基に、今後さらに取り組んでいかれることを期待いたします。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

#### ○議長（舟橋秀和）

次に、阿部哲己議員。

#### ○6番（阿部哲己）

皆様、こんにちは。

まずは、震災で犠牲になられた方々に御冥福をお祈りいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております質問項目1点について質問をさせていただきます。

本日が私の初めての一般質問となります。小牧市が持続的に発展し続けるまちとなるよう精いっぱい取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、質問に移らせていただきます。

質問項目1、東部まちづくりの推進についてであります。

東部まちづくりについては、令和4年3月に東部振興構想を策定し、地域住民をはじめ、この地域に携わる方と連携・協力した新たなまちづくりへの挑戦を始めたところであり、さきの牧政会の代表質問において、プラットフォームやトライアル活動など、様々な取組が進められていると御答弁いただきました。

私も、令和6年2月25日に東部市民センターで開催されたトライアル活動の報告会に参加させていただきました。

今年度については、七つのトライアル活動が実施され、各団体の活動は目的こそ異なっているものの、東部地域を盛り上げたいという思いは一緒だということを強く感じ、非常に心強く思ったところであります。

このように、少しずつではありますが、着実に育まれている地域住民による活動が進められている中、私としては、それ以外にも、公共施設の整備などについても今後のまちづくりにおいては必要であると考えております。

そこで通告に従い、順次お尋ねしたいと思います。

(1)として、東部地域の土地利用の見直しについて質問させていただきます。

桃花台ニュータウンにおいては、小牧市史によりますと昭和48年から造成工事が始まり、その後、住宅事情の変化などによる計画変更を経て、昭和55年からは、一部地域への入居が始まり新しいまちが形成されたとの記述があります。

しかし、現在では、入居開始から40年以上が経過し、東部地域の人口減少や少子高齢化など、地域を取り巻く生活環境は大きく変化し、それに合わせて市民ニーズも多様に変化しています。

そのような状況の中、現在、小牧市都市計画マスタープランの改定委員会が設置され、東部地域における桃花台地区の土地利用の見直しを進めているとのことですが、都市計画マスタープラン改定における桃花台地区の検討状況についてお尋ねします。

次に(2)として、桃花台線旧車両基地用地について質問させていただきます。

桃花台新交通桃花台線は、平成18年9月末に運行が停止され、現在ではインフラ撤去が進められているところです。また、光ヶ丘六丁目に位置する桃花台線旧車両基地用地においても、月極駐車場、パーク&ライド駐車場、送迎用ロータリーとして利活用していますが、まだ未利用地が残っている状況と認識しております。

現在、土地所有者である愛知県と小牧市の関係部署で構成する桃花台線旧車両基地用地利活用推進会議が設置されていると伺っております。

そこで、この用地の今後の利活用に向けた検討状況についてお尋ねします。

次に(3)として、市民四季の森について質問させていただきます。

本市の東部に位置する総合公園、市民四季の森につきましては、自然豊かな東部地域にあって、安らぎの場・憩いの場・スポーツ、レクリエーションを通しての人との交流の場としての東部まちづくりの一翼を担う、小牧市を代表する公園として、市民をはじめ多くの方に利用されております。また、四季の森という名の下、四季折々、多種多様な木々や花が彩っており、私としても大変すばらしい公園であると誇らしく

思っております。

さて、我が牧政会から令和6年度の予算編成に関する重点要望を提出させていただいておりますが、その中には、令和5年度に引き続き、市民四季の森にある水辺の音楽広場を野外音楽活動などの演奏会場として整備することを要望させていただいております。

私も、あの水辺の音楽広場につきましては、すり鉢状の地形となっていることから、音が周囲に拡散しにくく、水辺の音楽広場で演奏が行われたとしても、周辺住民への影響が少ない場所であり、バラ・アジサイまつり以外にも多くのイベントに御利用いただきたいと思いますと思っております。

そういった中、さきの令和5年第3回定例会におきまして、玉井宰議員より、もっと市民に演奏などで、水辺の音楽広場を御利用いただくために日よけ施設の整備に関する質問があり、理事者側からは、今年度の予算において、水辺の音楽広場及び観客席の日よけ施設などの設置に関して、配置位置や形状などについて、利便性、施工性、経済性などを含め検討すると答弁がされております。

そのときから約半年が経過していることから、改めて、水辺の音楽広場の施設整備の検討状況についてお尋ねいたします。

次に(4)として、太良まめなしの里について質問させていただきます。

本市東部の丘陵地において整備が進められている、太良まめなしの里につきましては、その区域内に愛知県指定天然記念物である大草のマメナシ自生地や、太良上池、太良下池、白兵池の三つのため池を含むなど、その一帯は、緑豊かな貴重な里山であります。

整備に当たっては、こうした貴重な環境を保全するとともに、市民の憩いの場、環境教育の場とするなど、一層の活用を図ることを目的としており、今後の東部のまちづくりにおいても、地域振興に大きく寄与するものと期待しているところであります。

マメナシは、絶滅が危惧されるものとして、環境省のレッドリストに指定されるなど貴重なものであることや、また、三つのため池には多種多様な野鳥が飛来することから、現在でも市内外から多くの愛好家が訪れておりますが、現在進めている太良まめなしの里の整備により、今後は、より多くの方々にこの貴重な自然環境に親しんでいただくことができ、本市の魅力向上にもつながるものと思っております。

令和3年度から整備が行われ、今年度も引き続き整備工事が行われておりますが、私も現地を確認しましたところ以前とは比べ物にならないほど、現場の状況が変化しております。そこで、現在の整備状況についてお尋ねします。

次に(5)として、(仮称)小牧市農業公園について質問させていただきます。

(仮称)小牧市農業公園の整備につきましては、食育と環境 農と里山の恵み・ふれあいをテーマに、桃花台ニュータウンの北東に計画される都市公園と聞いておりますが、私としては、誰もが身近に農業や里山を感じられる東部地域のまちづくりにおいても重要な役割を担う施設であると考えているところであります。

こうした中、令和5年第3回定例会における小島倫明議員の議案質疑で、官民連携手法の活用を検討するなど、市民により愛着を持っていただける公園となるよう様々な手法を検討したいとの答弁があり、その後、民間事業者の持つノウハウやアイデアを活用した整備や運営の在り方などを調査するためのサウンディング型市場調査が実施されました。そして、去る2月19日には調査結果の概要が市ホームページで公表されたところでありますが、(仮称)小牧市農業公園における官民連携手法などの検討状況についてお尋ねします。

以上、御答弁のほどよろしくお願いたします。

**○議長(舟橋秀和)**

質問項目1について、答弁を求めます。

**○都市政策部長(鵜飼達市)**

質問項目1、東部まちづくりの推進について。

(1)東部地域の土地利用の見直しについて、都市計画マスタープラン改定における桃花台地区の検討状況についてのお尋ねであります。

都市計画マスタープランにつきましては、現在、小牧市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定委員会を設置し、本市の土地利用に関する基本的な方針の改定を令和5年度、6年度の2か年をかけて改定を進めているところであります。

その中で、東部地域における桃花台地区の土地利用につきましては、東部地域の住民の方々を対象としたアンケートを実施し、地域の市民ニーズを把握するとともに、東部まちづくり審議会における御意見も踏まえつつ、新たな土地利用方針の策定を進めているところであります。

桃花台地区の主な見直し内容の検討状況につきましては、現在、桃花台における戸建て住宅エリアにおいては、立地可能な店舗の種別や面積要件などは、用途地域の制限に加え、地区計画によりさらなる制限が設けられ、閑静な住宅街が形成されております。しかしながら、生活利便性の高い小規模な店舗等につきましては、居住地周辺において立地を求める声もあることから、地区計画の見直しについて検討を進めているところであります。

また、桃花台線旧車両基地用地につきましては、現在、県と市により検討を進めている利活用方針に応じた用途地域などの変更について、位置付ける予定であります。

そのほか、新住宅市街地開発事業、いわゆるニュータウン事業の変更により、集合住宅建築予定地に戸建て住宅を建築した箇所の用途地域や地区計画の変更を予定しております。

続いて（２）桃花台線旧車両基地用地について、利活用に向けた検討状況についてのお尋ねであります。

桃花台線旧車両基地用地は、平成21年2月に桃花台新交通株式会社の特別清算を行った際、貸付金代物弁済として愛知県約93.7%、小牧市約6.3%の持分割合で共有財産となった用地であります。利活用につきましては、これまで、平成22年、23年に提出された地元要望を踏まえ、月極駐車場、パーク&ライド駐車場、送迎用ロータリーの整備など利活用を図ってまいりましたが、現在、敷地面積約3.3ヘクタールのうち約1.4ヘクタールが利活用されている状況に留まっております。

そこで、令和4年3月の東部振興構想の策定に先立って、令和4年2月に愛知県及び小牧市の関係部署で構成する桃花台線旧車両基地用地利活用推進会議を設置し、さらなる利活用の検討を開始いたしました。

現在の状況といたしましては、さきにお答えしました都市計画マスタープランの改定における東部地域の住民の方々を対象としたアンケートにおいて、当該土地の利活用について、地域住民のニーズの把握に努めました。また、民間活力の導入の可能性などを調査するため、商業系、住宅系などの事業者、全6社への聞き取りを行うとともに、国土交通省が実施する中部ブロックプラットフォームにおけるサウンディングを活用し、総合建設業者や開発業者など、全7社の民間事業者と対話を実施いたしました。その対話の中では、約3.3ヘクタールある広大な土地であり、様々な可能性がある土地である一方、出入り口に接している県道には中央分離帯があるため、右折での出入庫ができないという接道条件が問題であるという御意見をいただいております。

今後につきましては、今回実施しましたアンケートで得た結果を踏まえながら、民間事業者との対話の機会を設けるなど、地域住民のニーズに沿った利活用の方策を愛知県と本市において検討してまいりたいと考えております。

続きまして、（３）市民四季の森について。水辺の音楽広場の施設整備の検討状況についてのお尋ねであります。

市民四季の森の水辺の音楽広場につきましては、平成14年4月に供用開始して以降、市民四季の森でのイベントなどに利用され、昨年5月20日から行われましたバラ・アジサイまつりにおきましても、四季の森 青春音楽祭と題して、市内の中学校の吹奏楽部による演奏やプロの演奏家によるコンサートが行われ、多くの観客がその演奏に聞き入ったところであります。

しかしながら、水辺の音楽広場のステージや観客席には日よけ等がなく、昨今の気候変動を考えますと、さらなる対策の必要性を感じており、令和5年第3回定例会で玉井幸議員にお答えしましたとおり、今年度、水辺の音楽広場の改修設計等業務委託において、ステージ部分や観客席部分への日よけ施設等の設置に関して、配置位置や形状などについて、利便性、施工性、経済性などを含め検討してまいりました。

具体的には、ステージ部につきましては、視認性を確保しながら日陰ができるような形や配置とした上で、常設型、開閉型、脱着型、さらにはリースも含めた四つのパターンでの比較、観客席部分につきましても、脱着型、開閉型、脱着式パラソル型、リースの四つのパターンで、それぞれトータルコストや耐久性などについて比較検討を行いました。また、バラ・アジサイまつりのイベントに御参加いただいた方々を対象にした利活用の意向に関するアンケート結果を参考に、費用対効果について検討した結果、ステージ部につきましては、脱着型の日よけ施設を設置することとし、また、観客席部分につきましては、脱着式パラソル型の日よけ施設を設置することとし、新年度予算にこの整備費用を計上させていただいているところであります。

続きまして、(4) 太良まめなしの里について。現在の整備状況についてのお尋ねであります。

太良まめなしの里整備事業につきましては、大きくは白兵池や小牧ヶ丘老人憩いの家周辺の北ゾーンと、太良上池・下池、大草のマメナシ自生地周辺の南ゾーンに分けており、南ゾーンは、令和3年度から順次整備を行ってきており、今年度は芝生広場や園路整備、ベンチ、案内サイン、大草のマメナシ自生地の外周散策路、案内サイン等の整備を行っております。また、愛知県指定天然記念物、大草のマメナシ自生地につきましては、大草のマメナシ自生地保存活用計画に基づき、慎重に自生地内の本来の植生環境に戻すための整備を進めているところであります。

整備工事につきましては、順調に進捗しており、3月30日に開催予定のマメナシ自生地の観察会の後、南ゾーンにつきましては、供用開始する予定であります。

令和6年度につきましては、北ゾーンの整備を予定しており、その内容は、駐車場やトイレ、駐車場から南ゾーンまでの散策路の整備を予定しております。このため、整備事業につきましては、令和6年度に全ての施設整備を完了する予定であります。

私からは以上であります。

#### ○地域活性化営業部長（石川 徹）

続きまして、(5) (仮称) 小牧市農業公園について。官民連携手法等の検討状況についてのお尋ねでございます。

(仮称) 小牧市農業公園の整備検討につきましては、議員からもお話のありました



とおり、官民連携手法による民間事業者のノウハウやアイデアを活用した整備や運営の在り方、考えられる事業手法及び事業参入の可能性等を調査するため、令和5年12月4日からサウンディング型市場調査を実施いたしました。そして、調査には9社の参加があり、いただいた御意見につきましては、2月19日に結果概要として公表したところでございます。

今回のサウンディング型市場調査では、官民連携手法や新たな事業提案、現計画の改善点など、様々な御意見をいただいたところでありますが、飲食店や売店等など、公園利用者の利便の向上に資する施設を民間事業者の費用負担により設置し管理運営を行う、いわゆるパークPFI制度、これは旧図書館跡地で進めている小牧山東公園整備で活用しているものでございますが、この制度の導入につきましては、課題が多いことが確認できたところでございます。

しかしながら、一方では、指定管理者制度を活用した管理運営や、指定管理者の自主事業として施設を活用した事業展開につきまして、一定の事業性が確認できたところであり、これらを念頭に、レクチャールームやバックヤード、倉庫、市民農園利用者の休憩所など、愛着を持って御利用いただけるような運営の視点を取り入れた施設整備を行う重要性を改めて認識したところでございます。

私からは以上です。

#### ○6番（阿部哲己）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

まず、(1)の東部地域の土地利用の見直しについては、来年度中に都市計画マスタープランが改定されるとのことであり、商業地の活性化や住宅地における生活利便性の向上が期待されます。また、桃花台線旧車両基地用地の利活用の策定も進められているとのことで、私の地元である桃花台地区の新たなまちづくり方針が策定されることに期待するところであります。

そうなりますと、次は計画改定後、どのような形で計画を実施されるかが気になるところであります。そこで再質問として、この計画の改定と実現に向けた今後の予定について伺います。

#### ○都市政策部長（鵜飼達市）

今後の予定につきましては、さきにお答えしましたとおり、東部まちづくり審議会における御意見をお聞きしながら、小牧市都市計画マスタープラン及び小牧市立地適正化計画改定委員会において、双方の計画案をまとめた後、パブリックコメントを実施し、令和6年度末までに双方の計画を改定してまいりたいと考えております。

そして、その後の都市計画の変更の手續に当たりましては、さきにお答えしました

戸建て住宅エリアにおける地区計画の見直しにつきましては、桃花台地区を一律に実施する考えではなく、それぞれの地域住民の方々のお考えをお聞きし、地域ごとに地区計画の変更などの必要な手続を進めてまいりたいと考えております。

#### ○6番（阿部哲己）

御答弁ありがとうございました。

都市計画マスタープランにおいては、東部まちづくり審議会や都市計画審議会からの意見を聞きながら改定を進めていかれるということで、非常に丁寧かつ慎重に進められていると感じました。今後は、より魅力あるまちとなるよう、着実に計画を進めていただきたいと思います。

次に、（2）桃花台線旧車両基地用地については、アンケートによる地域住民のニーズの把握や、民間活力の導入の可能性の調査など前向きに利活用の検討をされているとのことでした。引き続き、地域住民の声をしっかりと聞いていただき、地域のための利活用が進められることをお願いいたします。

次に、（3）市民四季の森の水辺の音楽広場については、ステージ部分には脱着型の日よけ施設、観客席部分には、脱着式パラソル型の日よけ施設を設置するとのことでしたが、ステージと観客席にそれぞれ日よけ施設が設置されることで、昨今の猛暑のときでも、日差しを遮る形で快適に演奏ができ、体調を崩すことなく発表の場としての活用促進につながると思います。そのため、私としてはなるべく早く設置していただきたいと思いますと考えておりますが、そこで、再質問として今後の工事などのスケジュールについてお尋ねします。

#### ○都市政策部長（鵜飼達市）

水辺の音楽広場への日よけ施設の工事などのスケジュールにつきましては、市制施行70周年となります令和7年度に行われるバラ・アジサイまつりにおいては、ステージも観客も日よけ施設を設置した状態で開催したいと考えております。このため、令和6年度上半期に実施設計、下半期に工事を行い、令和6年度末に工事を完了する予定であります。

なお、令和6年度のバラ・アジサイまつりにつきましては、レンタルテントによりステージと観客席の日よけ対策を講じ、イベント参加者及び観客の熱中症対策を図ってまいりたいと考えております。

#### ○6番（阿部哲己）

御答弁ありがとうございました。

水辺の音楽広場の工事などのスケジュールについては、令和6年度中に整備が完了するとのことでありました。

ぜひとも令和6年度中に工事を完了させ、令和7年度のバラ・アジサイまつりでは、日よけ施設のある水辺の音楽広場でステージイベントなどが開催されることを期待します。

次に、(4) 太良まめなしの里については、太良まめなしの里の今年度までの整備内容及び来年度の整備予定箇所につきまして御答弁をいただき、令和5年度中には南ゾーンの整備が完了し、一部供用開始されるということでした。

南ゾーンが供用開始された暁には、ぜひとも多くの方に訪れていただきたいと願うとともに、引き続き北エリアの整備を推進していただくことをお願いいたします。

次に、(5) (仮称)小牧市農業公園に関しましては、サウンディング型市場調査を実施した結果、パークPFI制度の活用は難しい一方で、指定管理制度の活用や自主事業としての事業展開については、一定の事業性が確認できたこと、また、運営の視点を取り入れた施設整備が重要であるとの認識をお持ちであることが分かりました。そこで再質問をさせていただきます。

(仮称)小牧市農業公園の整備検討の今後の予定についてお尋ねします。

#### ○地域活性化営業部長(石川 徹)

農業公園の今後の予定についてのお尋ねでございます。

(仮称)小牧市農業公園につきましては、現在、造成工事を令和6年10月頃には工事が完了する見込みで進めているところでございます。また、令和6年度には今回実施をしましたサウンディング型市場調査の結果や、先般示されました小牧市PPP/PFI導入基本方針を踏まえ、本整備に向けた公園実施設計を行うとともに、管理運営に関しましても検討を深めていく予定としております。

以上です。

#### ○6番(阿部哲己)

御答弁ありがとうございました。

造成工事を本年10月頃に完了する見込みで進めていること、また、サウンディング型市場調査の結果などを踏まえ、本整備に向けた公園実施計画や管理運営に関する検討を行っていくとのことでありました。

さきに述べましたとおり、東部地域のまちづくりにおいても重要な役割を担う施設であると考えますので、着実に進めていただきますよう要望させていただきます。

さて、これまでも御答弁いただきましたけれども、東部地域は、東部振興構想に基づいて、ソフト事業や各種施設の整備が進んでいくと思われれます。中でも、温水プールについては、さきの牧政会の代表質問において、施設の解体を行うとの答弁がありました。代替施設の早期整備をお願いしたいと思っております。

また、そのほかの課題として、東部地域には、高齢化が急速に進行する中、公共交通の充実が今後さらに求められると考えております。

そこで、去る2月13日から2月26日までの14日間、小牧駅から小牧山までの間において、本市で初めて、自動運転実証調査事業を実施しましたが、東部地域におきましても、将来的な新たな交通手段が必要だと考えますので、同様な実証調査を行っていただきたいことを申し添えて、私の質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、永井孝典議員。

○2番（永井孝典）

皆様、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、私からは質問項目2点についてお伺いさせていただきます。

質問に先立ちまして、本日3月11日はくしくも東日本大震災が発生した日でございます。そして、本年元日には能登半島地震もありました。被災されお亡くなりになられた方々に哀悼の誠をささげるとともに、今も避難生活を余儀なくされている被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、私は20代の頃、陸上自衛隊に勤務しておりまして、1992年のカンボジアPKO派遣、1997年阪神・淡路大震災、2000年9月11日にこの地方で発生しました東海豪雨災害派遣に従事いたしました。

また、自衛官時代ではありませんが、会社員時代に2018年に発生した平成30年7月豪雨におきまして、広島県内を走る山陽自動車道へ大量に流れ込んだ土砂の撤去作業の支援に出動したこともあります。

地震や大雨の被害を受けた被災地の惨状を目の当たりにした経験から、私たちのこの小牧市が災害に強いまちになり、より安心して暮らせるまちにしたい。その思いで、災害発生時の即応性・対応能力といったところで質問させていただきたいと思います。

それでは、質問事項1、防災対策についてお伺いさせていただきます。

これまでも諸先輩議員の皆様が、防災や災害について質問されていると思いますが、事前通告しております（1）先般の能登半島地震を踏まえた防災対策について質問させていただきます。

本市からもいろいろな支援を行っているとお伺いしております。

そこで、ア、能登半島地震における本市の支援状況についてお伺いします。

イとしまして、今後の防災対策にどのように生かしていくのかお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○市民生活部長（入江慎介）

質問項目1、防災対策について。

（1）能登半島地震を踏まえた防災対策について。

ア、能登半島地震における本市の支援状況についてであります。

本市では、今回の能登半島地震が広域的かつ大規模な地震である状況を踏まえ、発災直後からできる限りの支援を行ってきたところであり、その支援内容などにつきまして順次御答弁をさせていただきます。

まず、地震発生直後の1月1日には、緊急消防援助隊愛知県大隊として、石川県輪島市に消防職員を派遣し、職員を入れ替えながら救急活動などを行いました。

その後、市民病院から石川県七尾市と輪島市に災害派遣医療チームとして医師、看護師及び薬剤師を、珠洲市に臨床検査技師を派遣し、医療活動を行いました。

また、全国青年市長会災害相互応援に関する要綱に基づき、市で備蓄をしております食料品、簡易トイレ、給水袋、ブルーシートなどを、石川県の物資集積場所となっている金沢市の産業展示館に輸送いたしました。

そのほかにも、随時石川県に職員を派遣しており、罹災証明書発行に伴う被害家屋調査のため志賀町に、下水道管の調査及び被災した宅地の危険度判定のため内灘町に、給水車による応急給水活動のため七尾市に、被害家屋を公費解体するための受付業務のために珠洲市に、現在までに延べ71名の職員を派遣しております。

いずれの派遣におきましても、雪が降り積もる厳しい寒さの中、地震による道路の破損や家屋の倒壊、ライフラインが途絶えるなどの状況の下、極めて困難な作業であったと聞いており、今後発生が危惧されている南海トラフ地震の際には、今回の派遣で得た経験を生かしていく必要があると考えております。

また、現地での支援活動とは別になりますが、地震によりライフラインの途絶えている高齢者施設から、空路により2名の方を市民病院で受け入れたほか、市役所や各市民センターなど市内8か所の公共施設に被災地支援のため義援金箱を設置しているところでもあります。

加えて、被災地から本市へ避難された方に対しては、市営住宅の提供、水道料金の減免や児童・生徒には学校給食費を免除するなど、できる限りの支援を行ってまいります。

次に、イ、今後の防災対策にどのように生かしていくのかについてであります。

東日本大震災や熊本地震など過去に発生した大規模災害では、発災直後からの救助

活動や避難所運営、また復旧活動などのあらゆる災害対応の課題が検証され、国が策定する防災基本計画の見直しが行われてきましたが、本市におきましても同様に地域防災計画を見直し、必要に応じた防災対策の強化を図ってきたところであります。

また、本市が想定する内陸直下型地震（想定濃尾地震）では、最大震度6強であり、家屋の全半壊が1万1,291棟、死者174名、負傷者1,082名、避難所への避難者が最大1万9,343名という被害が想定され、その対策を講じているところであります。

今回の能登半島地震では、ガス、水道、電気や通信網などのライフラインが途絶えるほか、相次ぐ家屋の被害、トイレの数や災害廃棄物の処理など、想定を上回る様々な課題が浮き彫りになったところであります。

そのような状況を踏まえ、今後の防災対策について三つの取組が重要であると考えております。

まず一つ目に、地震への備えの強化であります。能登半島地震は大規模な地震災害であったため、地震に対する情報の収集や伝達体制の強化、地震発生時の適切な避難行動の啓発など、地震への対応力を高める取組が重要であり、地震への備えをより一層強化する必要があります。

二つ目に、市民の防災意識の向上であります。能登半島地震では、地域住民の迅速な避難行動が被害の軽減につながったことから、本市においても市民の防災意識を向上させるため、防災教育や訓練の充実、市民への防災啓発をさらに推進していく必要があります。

三つ目に、インフラの耐震化などの強化であります。能登半島地震では、道路や橋梁、建物などのインフラにも大きな被害が出ました。今後は、既存施設の耐震化や災害時のインフラの復旧・補強など、インフラの耐震化などを強化する必要があります。

本市としましては、これらの対策を講じるためにも、自助、共助、公助の連携が必要不可欠であると考えておりますので、引き続き防災対策のより一層の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

## ○2番（永井孝典）

御答弁ありがとうございます。

本市が行った支援活動について、大変詳しく具体的に理解することができました。

おっしゃられますとおり、本市におきましても、南海トラフ地震の発生が予見される中で、被災地となったとき、他県からの支援、応援を受ける可能性も十分あると思います。応援を受ける体制を整備していく上におきましても、発災直後の被災地での活動経験は、大いに役に立つものだと思います。

感染症対策や防寒対策などが困難な状況と新聞で紹介されておりました。今回の地震発生当日から、緊急消防援助隊愛知県大隊の一員として被災地に派遣されました本市の消防職員の活動条件について再質問させていただきます。

緊急消防援助隊の活動で苦慮したことについてお伺いいたします。

過酷な状況の中での活動だったと思いますが、具体的にどのような点で苦勞されたか、お聞かせください。

### ○消防長（高橋博之）

緊急消防援助隊の活動で苦慮したことについてのお尋ねでございます

消防本部では、能登半島地震が発災した直後から、緊急消防援助隊愛知県大隊として、救急小隊と後方支援小隊が出動し、その後2月3日の第11次隊まで隊員の交代を行いながら、延べ33人の隊員が被災地での活動を行っております。

発災直後に出動した第1次隊の隊員によりまずと被災地に近づくにつれ、道路の至るところに亀裂が入っているため、大型の消防車両が走行できない場合は、路面が不安定な狭い道路上で何度も方向転換しなければならなかったことなどから、現地へ到着するまでに25時間以上を要し、移動が大変困難な状況でありました。

被災地で負傷者の救護活動に当たった救急小隊につきましては、傷病者の搬送に際し、近隣の医療機関が地震により機能不全であったため、一部損壊や亀裂を認める道路上の障害物を避けながら、数時間かけて遠方の医療機関へ搬送しなければならなかったこと、また、地震の影響により、通信機器の電波状況が非常に不安定であったことから、救急搬送に当たって事前に医療機関に対し、収容の可否について確認を行うことができず、その都度、直接救急自動車で各医療機関を回り、傷病者の収容判断を仰ぐ必要があったため、1件の救急事案に7時間以上要するなど、平時の救急活動では考えられない苦勞がございました。

また、現地の隊員の衣食住をサポートするため、後方支援小隊は隊員の宿营地となった総合公園のテニスコート上に空気を充電して膨らませるエアテントを立てましたが、地面にテントを固定するためのくいを打ち込めないため、発電機などを重りとしてテントのロープをつなぐなど、工夫してテントの固定を行っていましたが、機器の数が限られていることもあり、強風により吹き飛ばされてしまうこともございました。また、夜間における外気の急激な冷え込みにより空気が圧縮されて倒壊してしまうこともあり、隊員はその対策として冷え込みが強くなった深夜にテントに空気を充填しなければならなかったことや、降雪によりテントが崩落したため、降雪時は昼夜を問わず定期的にテント上に積もった雪を落とす必要があったこと、さらに定期点検を行っていた暖房器具が、極寒の屋外で連続して使用されたことなどから故障し、防

寒対策が十分に取れなかったこと、最後にトイレにつきましては、隊員用としてポータブルトイレを持参しておりましたが、水を使用できない状況下で不衛生となり、不便な状況であったということでもあります。このように実際に現地で活動した隊員でなければ理解できないような大変な苦勞がございました。

消防本部では、こうした被災地へ出動した隊員の経験を生かし、消防本部内における受援計画の見直しを図るとともに、有事の際の備えとして、市内道路の損壊状況を迅速に把握すると同時に、他県の受援隊への情報提供用として同じ地図を複数準備するなど、情報共有を図っていくことや、災害時の消防活動における通信手段の在り方、また、テント設営時の固定につきましては、どのような宿営場所でも対応可能となる資機材等の必要性などについても検討し、災害発生時における消防としての対応力を強化していきたいと考えております。

以上であります。

## ○2番（永井孝典）

御答弁ありがとうございました。

過酷な状況の中で様々な御苦勞をされ、それでも献身的に被災地のために支援活動をされた職員の皆様の姿が目には浮かびます。消防職員としての自覚と強い責任感を持って任務遂行していただきました職員の皆様に、心から敬意と感謝を表明いたします。ありがとうございます。

また、発生直後に他県からの支援を受けるに当たって、市内の道路の損壊状況や医療関係の受入れ状況などの情報の発信と共有が必要になること。テント設営する際、テントの固定について考慮しなければならないこと。さらには、通信手段が絶たれた際、代替手段についても検討していく必要があるということも分かりました。

我が国は多くの災害を体験し、その経験から大いに学び、復興してきた歴史がございます。今回の災害発生初期における支援活動の経験や反省点を基に、小牧市の防災対策がより強固に充実していくことを願うとともに、私自身もそのために尽力していきたいと思っております。

さて、災害が発生して生きていくのに必要になってくるのが、水や食料となるわけですが、基本的には市民一人一人が防災意識を高めて、まずは自助。自分の身は自分で守り、最低3日は生きていけるのだけの備えを行うという意識を、市民一人一人がしっかり持つことが何よりも重要だと私は思っております。

先週の一般質問で、星熊議員も質問の中に含まれておりましたが、自宅の耐震補強や、家具の転倒防止策はもちろん、防災グッズや災害用食料・お水の確保をしておくことはもちろん大切です。



また、自助だけでなく、地域が連携して行う助け合い、共助も大切ですし、そして公助という部分で、やはりライフラインの安定的な運営というものが非常に重要だと思います。

上水道・下水道は、電気やガスなどとともに、住民生活や都市生活を支える重要な施設であります。上下水道の施設は大部分が地下に造られておりますが、一旦災害が発生しますと、その復旧には長い時間を要することが多く、施設が被災して機能しなくなった場合、住民の生命や健康に大きく関わることが考えられますし、また、生活や財産を危険にさらす恐れもあります。

今回の能登半島地震においては、半島という地理上の条件もあると思いますが、ニュースなどにおいて、水道や下水の復旧に時間がかかるとの報道もあり、本市の状況が気になるところでございます。

そこで再質問させていただきます。

上下水道の地震に対する整備状況についてお伺いします。よろしくお願ひいたします。

#### ○上下水道部長（水野 隆）

上下水道施設の地震に対する整備についてのお尋ねであります。

水道施設、下水道施設につきましてはいずれも、国が阪神・淡路大震災を契機に耐震基準の見直し・強化を図り、施設の供用期間内に発生する可能性が高い地震動であるレベル1地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ施設の健全な機能を損なわないこととされており、さらに幹線管路や浄水場、配水池、ポンプ場などの重要な施設におきましては、マグニチュード7.2であった阪神・淡路大震災を想定した施設の供用期間内に発生する確率は低いが大きな強度を有する地震動であるレベル2地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ地震後の速やかな機能の回復が可能なもので、機能に重大な影響を及ぼさないことと規定し、施設に応じた耐震性能の確保が求められているところであります。

そこで、水道施設につきましては、現在は口径に応じまして耐震性ダクタイル鋳鉄管または配水用ポリエチレン管を採用し、現基準であるレベル1地震動及びレベル2地震動に対応した水道管工事を進めており、旧基準で設置されている既設の水道管につきましても、主に幹線管路や基幹施設に供給している管路など、配水本管を優先に、現基準に対応した水道管への取替え工事を進めております。そのほかにも、井戸よりくみ上げられる本市の自己水の約80%を占めている横内浄水場の浄水を配水拠点となる本庄配水池へ送っている送水管の耐震化によるバイパス化を図る新たなルートの構築など目的に応じた管路整備を進めており、中でも、平成17年度策定の耐震化対策事

業計画に基づき、地震などにより一方から配水が途切れた場合においても、別のルートから水道水を供給できるような仕組みとする主要幹線のループ化の整備を長年進めてまいりましたが、今年度全ての計画路線の工事発注を終え、令和6年度中に竣工の見込みとしております。

さらに、管路以外の浄水場など基幹施設につきましては、平成15年度に耐震診断を実施し、所定の耐震性能を有していることを確認しており、中でも横内浄水場では、令和4年度に竣工いたしました浄水池及び計装設備などを備えるポンプ場電気棟の設備更新工事に併せて、令和6年度に実施する予定の場内整備工事において、災害時の拠点となるような給水車用給水栓及び応急給水栓の設置を行うなど、様々な地震対策に努めているところであります。

次に、下水道施設につきましては、平成10年度以降設置の管理について現基準に対応した下水道管工事を進めており、平成17年度からは、マンホール継手に外力に対してたわみを持たせる止水可とう継手を採用し耐震性能の強化を図っております。また、平成9年度以降に竣工しております管路につきましては、平成16年度、17年度に重要な幹線等を対象に耐震診断を実施し、耐震性能に問題がないことを確認しております。さらに、管路以外の基幹施設である桃花台汚水中継ポンプ場につきましては、令和3年度策定のストックマネジメント計画に基づき、令和7年度より老朽化の更新に併せ耐震補強工事に着手する予定であるなど、地震対策に努めているところであります。

以上であります。

先ほど下水道施設につきまして、平成9年度以前にというところを、私、平成9年度以降と、以降に竣工ということで申し上げましたので、以前ということで訂正をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

## ○2番（永井孝典）

御答弁ありがとうございました。

現在の耐震基準は、阪神・淡路大震災級の大地震を想定したものとなっていること、また、その基準に対応した整備が進められていることということで大変心強く感じました。

今後も整備には時間や費用がかかると思いますが、市民の安心のためにも、計画的に着実に進めていただけるようお願いしたいと思います。

以上で、防災対策についての質問項目1を終わりたいと思います。

続きまして、質問項目2、公用車の運行管理についてに移らせていただきます。

(1) 公用車の冬装備や安全装置についてお伺いいたします。

さきの地震での支援に行こうとした給水車が、スタッドレスタイヤ未装着というこ

とで、派遣を見送ったという話を耳にしました。

その後すぐにスタッドレスに履き替えて出勤したと知りましたが、やはり即対応能力というものも、常日頃から備えておかなければ最善の対応がなかなかできないわけですので、現在の公用車の状況についてお伺いします。

ア、スタッドレスタイヤやタイヤチェーンの装着・積載状況についてお伺いします。

イ、ドライブレコーダーの装着状況についてお伺いいたします。

(2) 職員の自動車運転免許の取得状況についてお伺いします。

ア、免許証の確認や把握の状況についてお伺いします。

イ、取得している免許証の種類についてお伺いいたします。

以上、質問項目2の1回目の質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

**○議長（舟橋秀和）**

質問項目2について答弁を求めます。

**○総務部次長（舟橋知生）**

質問項目2、公用車の運行管理について。

(1) 公用車の冬装備や安全装置について。

ア、スタッドレスタイヤ、タイヤチェーンの装着・積載状況についての御質問であります。

初めに、御質問につきましては、職員が業務において公用車を運転する際の運行管理を前提とした内容であることから、行政バスなど運行を委託している車両を除き、職員が運転する公用車179台についてお答えさせていただきます。

スタッドレスタイヤの装着やタイヤチェーンの積載状況につきましては、雪の日でもごみの収集や市民の自宅を訪問する約束がある場合など、業務でどうしても公用車を使用しなければならない部署に配備をしており、スタッドレスタイヤについては、リサイクルプラザのごみ収集車など8台、消防本部の救急車など9台、上下水道部の給水車やトラックなど12台、市役所本庁の道路パトロール車や介護認定調査時の訪問に使用する一般公用車など16台、その他出先機関の6台が装着をしており、全体では51台が装着をしております。

また、タイヤチェーンについては、消防本部の全ての車両37台のほか、市役所本庁のトラックなど9台で、合計で46台分を保有しており、必要に応じて車両に積載をしている状況であります。

続きまして、イ、ドライブレコーダーの装着についてのお尋ねであります。

ドライブレコーダーの装着状況につきましては、職員が使用する公用車179台に対

し149台が装着をしており、装着率としましては83.2%であります。

なお、ドライブレコーダーを装着していない30台の内訳としては、市役所本庁が18台、リサイクルプラザが3台、その他出先機関が9台であります。

次に、(2) 職員の自動車運転免許の取得状況について。

ア、免許証の確認や把握の状況についてのお尋ねであります。

職員の自動車運転免許証の効力切れを防止するため、免許証の有効期限及び交通違反等による運転免許の停止等の確認や、職員により運転できる車両の範囲が異なることから、運転免許の種類につきまして、各所属長が毎月1回、各職員の運転免許証を確認し、確認台帳に記録することにより把握しているところであります。

次に、イ、取得している免許の種類についてのお尋ねであります。

市役所本庁や出先機関の一般職員597人、市民病院や水道下水道の企業会計職員102人、消防職員145人及び保育園や第一幼稚園の保育士など191人の運転免許証の保有状況を種類ごとにお答えさせていただきます。

一般職員597人の内訳は、大型免許取得者が6人、中型免許取得者が366人、準中型免許取得者が148人、普通免許取得者が74人、免許を取得していない者が3人であります。

次に、企業会計職員102人の内訳は、大型免許取得者が2人、中型免許取得者が62人、準中型免許取得者が28人、普通免許取得者が8人、免許を取得していない者が2人あります。

次に、消防職員145人の内訳は、大型免許取得者が117人、普通免許取得者が28人あります。

最後に、保育園の保育士等191人の内訳は、中型免許取得者が103人、準中型免許取得者が33人、普通免許取得者が55人あります。

以上であります。

## ○2番(永井孝典)

細かくお調べいただきまして、御答弁ありがとうございました。

何分、小牧は1年を通して夏タイヤといわれる普通タイヤでも十分過ごせますが、緊急車両や恒常的に動く公用車に関しては、しっかりとスタッドレスタイヤを装着していることで、積雪にも対応していただけるということでございます。さきの例もありますので、また同じようなことが起きないように、ほかの公用車もスタッドレスタイヤの装着の御検討いただけたらと、職員の皆様も不安の中でハンドルを握らずに済むのかなというふうに思います。

また、ドライブレコーダーは普段から悪質なドライバーから職員さんを守る意味で

も、ぜひとも公用車全てに装着していただきたいと思いますが、未装着車の装着促進について市のお考えをお聞かせください。

### ○総務部長（松浦智明）

ドライブレコーダー未装着車の装着促進の考えについてのお尋ねであります。

平成30年第2回定例会の谷田貝議員にお答えしましたとおり、ドライブレコーダーにつきましては、公用車事故を防止するための取組といたしまして、録画されることにより、職員の交通安全意識の高揚を図ることや、交通事故が起こった際の映像を確認することにより、事故発生要因を検証し、交通事故の再発を防止するための安全対策を講じることを目的として設置をいたしております。平成22年度から設置を始め、現在公用車の新規購入、または買い替えをする際に併せて設置しているところであります。

また、ドライブレコーダーには悪質なあおり運転や追い越しなどの危険運転を防止する効果も期待されていることから、今後につきましても順次設置する方向で進めていくこととしております。

しかし、近年、財政状況が厳しさを増す中、公用車の更新期間が長くなってきており、購入時期が比較的古い公用車30台において、現在も未装着の状態となっております。

ドライブレコーダーにつきましては、交通事故が起こったときの記録や証拠になるほか、あおり運転などの危険な運転に対する証拠や抑止力につながることから、近年、装着している車が増えており、社会的に、その必要性は高まっております。

こうしたことを踏まえ、ドライブレコーダーを装着していない公用車につきましては、これまでの公用車を買替える際の装着に加え、ドライブレコーダーの単独での装着についても検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

### ○2番（永井孝典）

ドライブレコーダーの装着に前向きな御答弁ありがとうございます。

職員の皆さんが少しでも安心して運転業務に従事していただけることと思います。ここ数年は悪質なあおり運転などもニュースになり、社会問題になっておりますし、どちらに非があるかの判断には非常に有効な装備品ですので、ぜひとも公用車装着率100%を目指していただきたいと思います。

(1)については、以上とさせていただきます。

次に、(2)についてですが、免許の有効期限や違反状況、種類の把握について各所属長が月に1回実施されているということを確認できまして安心できました。今後

10年、15年もすると、中型免許所有者が、職員さんが減っていくと思いますので、ぜひとも若い職員さんには高い使命感を持って、上位免許取得にチャレンジしていただけたらと思いますし、理事者側からも働きかけをしていただけたらなというふうに思います。

そこで再質問ですが、やはり運転というのは技能・技術であります。運転免許は保有しているけども、運転技量に不安がある運転に不慣れな職員さんも多いかと思いますが、そのような職員さんへの指導・研修などの実施状況をお尋ねいたします。

#### ○総務部長（松浦智明）

運転に不慣れな職員への安全運転教育についてのお尋ねであります。

運転に不慣れな職員への支援といたしましては、平成30年度より小牧自動車学校様の御協力をいただき、実際に自動車学校において、普段運転をしていない運転経験の浅い職員や、公用車において事故を起こした職員を対象に、運転技術を再習得させるための安全運転技能講習を実施し、毎年10名程度の職員が受講しております。

また、職員に対する安全運転教育として、県の交通安全協会の専門講師によ交通安全教育を年1回開催し、5年に一度、全職員が受講しております。

さらに、公用車の事故防止策としましては、年度当初に開催されます幹部会議を通じ、全職員に対して、公用車の安全運転と事故防止についての周知を図っており、事故を起こした職員には、交通安全教育のDVDを視聴することにより、事故の再発防止に努めております。

運転が不慣れなことにより交通事故を起こした場合、当事者に大きな苦痛をもたらすことはもちろんのこと、事故の内容によっては、業務への影響や市に対する市民の信頼を大きく失墜されさせることにもなります。

今後もこれらの防止策を通じ、職員への安全運転への意識付けや運転技能の再習得により、交通事故防止に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

#### ○2番（永井孝典）

御答弁ありがとうございます。

運転技量に不安のある職員さんに対して、市内の自動車学校に協力いただいて、安全運転技能講習を行っていること、御指導されていることも分かりました。安全運転教育も定期的に全職員が受講されていることも分かりました。事故防止の安全教育を行っていることも分かりました。

職員の皆さんが、安心して運転業務に邁進できる環境をつくっていただけていると感じました。ありがとうございます。

今後も防災関連のことをお伺いするかと思いますが、よろしく願いいたします。  
以上で、私からの質問を全て終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

(午前11時46分 休 憩)

(午後1時00分 再 開)

○議長（舟橋秀和）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

伊藤皇士郎議員。

○1番（伊藤皇士郎）

皆様、改めましてこんにちは。議長のお許しをいただきましたので、さきに通告をしております質問項目2点について質問をさせていただきます。

質問に入る前に、元日に起きました能登半島を震源とする大規模災害により犠牲になられた方々に、御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

それでは質問に移らせていただきます。

質問項目1、小牧市のシティプロモーションについて。

私は、小牧市が大好きです。本格的な少子高齢化や人口減少社会の到来の中、私自身、子どもから大人に成長する過程において、郷土愛がさらに深まっていくことを実感しているところであります。

小牧に住みたい、住み続けたい、魅力あるまちにしたいと、日頃からそんな思いを強く抱いているところであります。

小牧市においても、人口が15万人を下回った現状を踏まえ、しっかりと危機感を持つ中、本市を魅力あるまちとして市内外に発信していくシティプロモーションは、まちの活性化にもつながる重要な施策であることから、小牧市のさらなる活性化に向け、以下の点についてお尋ねをいたします。

(1) 情報発信ツールについて。

本市の主な情報発信ツールについて、どのようなものがあるのかお尋ねいたします。

(2) 情報発信ツールの効果について。

それぞれのツールの効果について、どのような効果があるのかお尋ねいたします。  
以上、質問項目1、1回目の質問を終わります。御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○地域活性化営業部長（石川 徹）

質問項目1、小牧市のシティプロモーションについて。

(1) 情報発信ツールについて。本市の主な情報発信ツールについてのお尋ねと、  
(2) 情報発信ツールの効果について。それぞれのツールの効果についてのお尋ねでございます。(1)、(2)につきましましては関連がございますので、一括して答弁させていただきます。

本格的な少子高齢化や人口減少において、若い世代や子育て世代が住みたい、住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを進め、将来にわたる地域の活力向上を目指すことは非常に重要であります。また、同時に、市民の皆様が愛着や誇りを感じるまちを目指して、シビックプライドの醸成を図るとともに、本市の魅力を市内外に広く発信していく、シティプロモーションの推進は、大変重要であると考え認識しております。

お尋ねの本市の主な情報発信ツールとその効果につきましては、紙媒体での広報こまきは、区を通じて各戸配布していることから、多くの市民に市政情報が届けられるとともに、希薄になりつつある自治会活動の活力にも寄与するものと考えております。

また、ウェブでの市ホームページにつきましては、インターネット環境があれば誰でも閲覧することが可能であることから、不特定多数の方に対して即時性の高い情報発信効果があるものと考えております。

SNSのLINEにつきましては、本市のLINEの登録者数は令和6年2月末時点で6万8,838人と近隣市町と比較して大変多く、登録者に対して直接届くプッシュ型の情報発信ツールであること、また、セグメント登録により登録者が希望する情報が届くツールであることから、ターゲットのニーズに合わせた情報発信が効果的にできるものと考えております。

その他のSNSであるフェイスブック、旧ツイッターのX、ユーチューブ、小牧市PR隊が運営するインスタグラムは、情報拡散型の情報発信ツールでありますので、拡散力を生かした認知拡大効果が期待できるものであります。

こういった様々な情報発信ツールを活用し、日頃より本市の魅力を市内外に発信するシティプロモーションを展開しているところでございます。



私からは以上です。

### ○1番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。

本市の情報発信ツールとその効果について御答弁いただきました。それでは、再質問をさせていただきます。

インターネット上で配信される広告で、ウェブサイトや検索エンジンの検索結果ページや、SNSのタイムラインなどに設けられた広告枠を利用して広告を出稿させるウェブ広告の本市における取組についてお尋ねいたします。御答弁をお願いいたします。

### ○地域活性化営業部次長（三品克二）

ウェブ広告の本市における取組についてのお尋ねであります。

議員からもお話がありましたとおり、ウェブ広告とは、インターネット上で配信される広告のことであり、ウェブサイトや検索エンジンの検索結果ページ、SNSのタイムラインなどに設けられた広告枠を利用して広告を出稿させることで、商品やサービスの認知拡大や売上向上を狙う仕組みであります。

お尋ねの本市におけるウェブ広告の取組についてであります。昨年度と今年度の2か年の取組を答弁させていただきます。

まず、昨年度であります。2点ウェブ広告を行いました。

1点目につきましては、子育て世代のママのレビュー記事などを掲載して情報共有するサイト、ママノワを活用したものであります。

ママノワで募集したモニター親子に、こども未来館、中央図書館、市民四季の森の3施設を体験してもらい、レビュー記事をモニター個人のインスタグラムに投稿してもらいます。これらのレビュー記事を集約した特設ページを作成し、ママノワ内に公開しました。そして、小牧市及び近隣市町在住の20代から40代の女性、妊娠中や子どもがいる母親を対象に、本市の都市ブランドムービーをインスタグラムで広告配信して、興味を持った方がその広告をクリックすると、ママノワ内の特設ページに遷移するという取組を実施しました。

2点目は、テレビ番組視聴アプリTVerへの広告配信であります。

小牧市及び近隣市町在住の20歳から40歳の男女を対象に、広告を早送りできないことが特徴のテレビ番組視聴アプリTVerで、本市の都市ブランドムービーを配信したものであります。

次に、今年度につきましても、2件のウェブ広告を行いました。

1点目につきましては、小牧市及び近隣市町在住で、主に0歳から15歳の子どもが

いる親を対象に、ウェブサイトやアプリの広告枠に、都市ブランドムービーを配信したものであります。

2点目は、子育てサイト、ママノワ内でキャンペーンを開催し、エリア指定なしで、妊娠中及び0歳から18歳の子どもがいる親を対象に、都市ブランドムービーを視聴していただくとクイズに答えると、抽せんで10名の方に、名古屋コーチン鶏肉団子セット、または、コモパン詰め合わせをプレゼントするという取組を実施いたしました。以上です。

#### ○1番（伊藤皇士郎）

ウェブ広告について御答弁いただきました。ありがとうございます。

ターゲットを絞った効果的なウェブ広告であると認識いたしますが、それぞれ実施された期間と回数についてお伺いいたします。お願いいたします。

#### ○地域活性化営業部次長（三品克二）

それぞれ実施された期間と回数についてであります。

まず、昨年度に実施しました2点のうち、1点目の子育てサイト、ママノワに特設ページを掲載し、そこへ誘導するためのインスタグラムでのウェブ広告であります。実施期間が令和4年11月25日から12月25日の間で、配信のリーチ数は8万4,976件、モニターのレビュー記事に対するいいね総数も1,009件ありました。

2点目のテレビ番組視聴アプリTV e rでの広告配信は、実施期間が令和5年2月1日から2月28日の間で、こちらの配信につきましても、広告表示回数が10万4,171回、完全視聴数が10万68回であり、ともに10万回を超えております。

次に、今年度を実施しました2点のうち、1点目の子育て関連のウェブサイトやアプリへの広告であります。実施期間が令和5年9月1日から10月31日の間で、広告表示回数が323万5,282回、再生回数が150万5,709回であります。

2点目の子育てサイト、ママノワ内で開催したキャンペーンにおいて、都市ブランドムービーを視聴してクイズに答えると、抽せんで小牧市の特産品をプレゼントするという取組につきましては、キャンペーンの実施が1回で、応募受付期間は令和5年12月13日から令和6年2月29日の間で実施しました。このキャンペーンには211名の方に御応募いただいております。

以上であります。

#### ○1番（伊藤皇士郎）

詳細な数字を御教示いただきありがとうございます。

ウェブ広告について、ターゲットを絞ったプロモーション展開がしっかりと実施されているということが確認できました。

それでは、デジタルでの情報発信であると、幅広い手法が考えられますが、ウェブ広告以外のデジタル広告についてお伺いいたします。

### ○地域活性化営業部次長（三品克二）

ウェブ広告以外のデジタル広告についてのお尋ねであります。

こちらも昨年度と今年度の2か年の取組を答弁させていただきます。

まず、昨年度であります。2点のデジタルサイネージ等を活用した広告を行いました。

1点目は、愛知県内24施設及び岐阜県内3施設の産婦人科に設置されたデジタルサイネージにて、令和5年3月1日から3月31日までの間、都市ブランドムービーを配信し、そのうち、愛知県内の10施設については、さらに紙媒体の小牧市定住パンフレットを設置したものであります。

2点目は、m o z oワンダーシティ、オアシス21、カインズ小牧店、なるぱ一く、ルネッサンスシティ勝川一番街の5か所の個室授乳室m a m a r o内のデジタルサイネージにて、令和5年2月22日から3月21日の間、都市ブランドムービーを配信いたしました。

次に、今年度につきましても、2点のデジタルサイネージを活用した広告を行いました。

1点目は、本市において、東京圏との間における転出入も多い状況であることから、東京都新宿駅前に位置する新宿アルタに設置されたアルタビジョンで、令和5年12月1日から14日までの間、1日当たり136回で合計1,904回、都市ブランドムービーを配信いたしました。

2点目は、昨年引き続き、個室授乳室m a m a r o内のデジタルサイネージを活用した都市ブランドムービーの配信であります。配信場所は、m o z oワンダーシティ、オアシス21、金山駅、ルネッサンスシティ勝川一番街の4か所で、令和5年1月30日から2月29日の間、都市ブランドムービーを配信いたしました。

以上であります。

### ○1番（伊藤皇士郎）

ウェブ広告以外のデジタル広告について御答弁いただきました。

こちらもしっかりとターゲットを絞った効果的な広告がされているということが確認できました。

特に、産婦人科に設置されたデジタルサイネージにて、都市ブランドムービーを放映する取組については、24施設のうち10施設はムービーを放映するとともに、紙媒体である小牧市移住定住パンフレットを設置されたとのことでした。

こうした取組については、マーケティング用語であるO t o O、すなわちオンライン・トゥ・オフライン的なアプローチで展開されているという感じで、いい取組であると思いました。

ここで、私から一つ提案をさせていただきたいと思います。

小牧市をシティプロモーションするいくつかのムービーを見させていただきましたが、中には動画終了後に、詳しくは小牧市ホームページへ、といったテロップの表示がありました。

視聴者全員が最後まで視聴するということは、ハードルが高いものと考えます。

そこで、ムービーのストーリーなどの支障とならない画面スペースに、小牧市ホームページなどのウェブサイトへ誘導するQRコードを、映像の初めから終了まで、常時表示してはどうかと考えますが、答弁を求めます。

#### ○地域活性化営業部長（石川 徹）

ムービー画面に常時QRコードを表示してはどうかというお尋ねでございます。

議員御提案いただきましたムービー画面に常時QRコードを表示することにつきましては、今後のムービー制作に当たり検討させていただきたいと思います。

以上であります。

#### ○1番（伊藤皇士郎）

石川部長より心強い御答弁をいただきました。ぜひ御検討いただきたいと思います。それでは、最後の再質問をさせていただきます。

シティプロモーションを展開していく中で、今後の展開についてお伺いいたします。

#### ○地域活性化営業部長（石川 徹）

シティプロモーションにおける情報発信の今後の展開についてのお尋ねでございます。

シティプロモーションにおける情報発信の今後の展開につきましてでございますが、これまでも費用対効果を考慮する中で、様々な効果的な情報発信を図ってまいりました。

そうした中、令和5年5月に本市と名古屋鉄道株式会社が締結をしました交通・観光・まちづくりの推進に係る包括連携協定に関する協定により、名鉄電車の中吊り広告や、名鉄電車の駅の構内及び名鉄バスの車内広告といった広告媒体を一部無償で利用できるようになりました。現在、シティプロモーション課が取りまとめを行い、各課からシティプロモーションを図りたい案件の募集を行ったところでございます。

こうした新たな取組も含め、今後も、それぞれの広告媒体の持つ特性を生かしたさらなる効果的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○1番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。

先日、市外のお客様を小牧市の未来館ですとか、図書館、御案内させていただきました。それを見ただけで、小牧に住みたいわ、そんなうれしいコメントもいただきました。様々な情報発信を通じて、効果的なシティプロモーションが現在展開されていることも確認できました。

今後も、限られた財源の中で、費用対効果を鑑み、多くの方が小牧市に住みたい、住み続けたいと思っていただけるような魅力あるまちとして推進していくよう、しっかりとシティプロモーションを展開して行っていただきたいと強くお願いいたします。

私も議員として、魅力ある小牧市を存分に発信していきたいと思っております。

最後に、令和7年の市制70周年に向け、さらなるシティプロモーションを展開して行っていただくよう強くお願いを申し上げます、私の質問項目1を終了させていただきます。

続きまして、質問項目2、デジタル技術を活用した防災についてであります。

2024年1月に、政府の地震調査委員会は南海トラフ巨大地震の発生確率は30年以内に70%以上の確率で発生すると発表しています。

巨大地震により、ここ小牧市でも大きな被害が予想されるため、平時のうちに綿密な準備が必要であると考えます。

本市では、地域防災計画などが既に整備されていますが、さらに加えて、デジタル技術を活用することで多くの市民の命を守ることができるのではないかと考えます。

防災のデジタル化のメリットとして、緊急情報の伝達により、被害を最小限に防げる。被害状況の情報収集・伝達がスムーズになることなどが挙げられています。

そこで質問をいたします。

（1）小牧市の現在のデジタルの取組について。

ア、VR技術を活用した取組について。

VRとはバーチャルリアリティの略称で、仮想現実などと呼ばれています。具体的には、専用のこうしたゴーグルで人間の視界を覆うように360度の映像を映すことで、実際にその空間にいるような感覚を得られる技術です。

こちらの技術を生かすことによって火災や地震といった災害をバーチャルリアリティで体験ができ、煙に巻かれたり、家具が倒れたりといった実際の防災訓練では、危険で体験できないような災害体験をすることができます。

このような体験を通して、市民の防災意識を高めることができるのではないかと思います、こうした取組についてお伺いいたします。

イ、SNSを活用した取組について。

SNSとは、フェイスブックやインスタグラムなどをはじめとしたインターネット上のコミュニティサイトのことです。発災直後には、どうしても既存の情報連携システムだけでは、情報の空白の時間・場所が生じてしまい、災害対策や避難誘導等の遅れにつながってしまい、即座に被害状況や住民の被災状況を把握することは非常に困難です。

そこで、リアルタイムにユーザー自身が情報を発信することができるSNSを利用した防災に注目がされています。小牧市においては、どのような取組をされているのかお尋ねいたします。

ウ、ドローンを活用した取組について。

ドローンとは手元のコントローラーで操作をするラジコンヘリコプターに近い無人航空機の一つであります。

災害が発生した際、ドローンは小回りの良さから様々な場面で活用されているようです。

小牧市ではドローンの活用についてどのような取組をされているのかお伺いいたします。

(2) 国土交通省の推進するプロジェクト・プラトールについて。

プラトールとは、既存の都市データをオンライン上で3D化、例えるならミニチュアのように立体的にすることにより、視認性を上げることで様々な状況をシミュレーションすることが可能となります。

このシステムを利用することにより、有事の際の市内の損害状況をシミュレーションしたり、避難経路想定をより綿密に立てることが期待できます。

そこで、本市のプラトールの導入についてお伺いいたします。

以上で、質問項目2、1回目の質問を終わります。御答弁のほどよろしくお願いたします。

**○議長（舟橋秀和）**

質問項目2について答弁を求めます。

**○市民生活部長（入江慎介）**

それでは、質問項目2、デジタル技術を活用した防災について。

(1) 小牧市の現在のデジタルの取組について。

ア、VR技術を活用した取組についてであります。

VR技術を活用することによって、日常で体験することが難しい自然災害の恐ろしさを疑似的に体験でき、また、体験したことによって防災意識の高まりが期待できる

ことから、災害対策において有効な啓発手段の一つであると認識をしております。

現在、本市ではVR技術を活用した啓発は実施しておりませんが、来年度の防災訓練では、本市が、地方創生に係る包括連携協力に関する協定を締結している、あいおいニッセイ同和損害保険会社との連携により、VR技術を活用し、地震や浸水の恐ろしさを体験していただくブースを設け、地震や浸水の疑似体験をしていただくことを計画をしております。

このように、多くの方にVR体験をしていただくことで、実際の災害時に必要となるスキルや対応力を身に付けることが可能となるほか、避難訓練や災害対策の啓発活動にも活用でき、正しい行動や避難の重要性を広く啓発することが期待できることから、今後はVR技術を活用した体験も取り入れながら、市民のさらなる防災意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、イ、SNSを活用した取組についてであります。

スマートフォンやパソコンの普及により、多くの市民がSNSによる情報取得が可能となっていることから、SNSを活用した災害時の情報発信は大変効果的であると認識をしております。

そこで本市では、避難指示などの避難情報や避難所開設の情報などを市ホームページ、防災情報メール、市公式LINEなど、各種SNSなどで市民にお知らせしているところであります。

また、令和3年第2回定例会において、星熊議員の質問に御答弁したとおり、本市では、平成27年5月にヤフー株式会社と、災害に係る情報発信等に関する協定を締結し、本市の避難所などの防災情報をヤフー避難場所マップに掲載するなど、平時から広く市民に周知するとともに、災害発生時には市内の被害状況やライフラインに関する情報などを、ヤフー防災速報アプリ上の自治体からの緊急情報に掲載し、情報発信することとしています。

また、市ホームページでは、現在地に連動した避難情報や気象情報など、防災に関する情報を入手できる防災アプリ、全国避難所ガイドも併せて紹介しておりますので、これらSNSを活用した取組を今後も積極的に啓発してまいりたいと考えております。

次に、ウ、ドローンを活用した取組についてであります。

能登半島地震では、ドローンによる被害状況の確認作業や孤立地域への医薬品配送など、その活躍が大きく報道されました。

ドローンは、災害現場において安全性の確保が難しい危険な場所、道路などが寸断されて孤立してしまった場所などの被害状況を迅速かつ機動的に把握することが期待できるため、本市では、令和元年度にドローン1台を購入し、現在8名の職員がドロ

ーンの操縦資格を有しております。

また、災害時におけるドローンを活用した支援協力に関する協定を民間事業所2社と締結しており、災害対応に必要な映像や画像の収集、災害地図の作成、職員への技術指導などの支援が得られることとなっております。

ドローンは、災害時に空撮によるデジタルマップを活用した情報収集のほか、人命救助や被災地への生活物資、医薬品の配送など様々な活動が期待され、愛知県においても令和6年度にドローンの空撮により作成した3Dデジタルマップを災害時にどのように利活用するかを検討するワークショップが開催されるなど、災害分野におけるドローンの活用が推進されています。

本市におきましても、このワークショップに参加するなどし、ドローンの利活用について検討するとともに、引き続き災害に備えたドローンの装置操作訓練や、協定締結事業所との連携強化を図るなど、操作技術の向上にも努めてまいりたいと考えております。

次に、2、デジタル技術を活用した防災について。

(2) 国土交通省の推進するプロジェクト・プラトールについて。プラトールの導入についてであります。

プラトールとは、国土交通省が主導する現実空間で収集したデータを基に、仮想空間に現実空間を再現するデジタルツインという技術を用いて、日本全国の都市を3Dモデル化するプロジェクトで、都市計画の立案、防災防犯対策、シティプロモーションなどに利用されており、防災の分野におきましては、特に浸水シミュレーションでの活用事例が散見されます。

また、これらの技術は高度な専門性が要求され、その知識や技術は常に進化していることから、様々なノウハウや最先端技術を持つ民間企業などの力を活用することが有効であると認識をしております。

しかしながら、プラトールの取組が令和2年度からと日が浅く、開発事例が少ないことから、本市では現時点でこのプロジェクトに参画しておりません。

今後は、社会のデジタル化が一層進展すると、これまで以上に、民間企業などとの連携が行政課題を解決する有効な手段となることが予想されますので、関係部署との連携を図りながら、他の自治体の開発事例や導入後の効果などについて、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

## ○1番（伊藤皇士郎）

御答弁いただきありがとうございます。



VRについては、交通安全の取組などにも使用することができるため、ぜひ積極的な活用の検討をお願い申し上げます。

ドローンについては、さらなる利活用について検討いただけるということで期待をしております。

プラトーンについては、防災のみならず、今後のまちづくりにおいても非常に活用できることが期待できるため、アンテナを高く持ち、情報を集めていただければ幸いです。

SNSを活用した取組について再質問をさせていただきます。

災害はどこで起きるか分からないため、必ずしも小牧市民が市内にいるときに被災するとは限りません。

そこで、小牧市民が市外で被災した場合の避難情報の入手方法についてどのようにすればよいのかお尋ねいたします。

#### ○市民生活部長（入江慎介）

市民が市外で被災した場合の避難所情報の入手方法についてであります。

能登半島地震においても、発災直後には、ガス、水道、電気などのライフラインのほか、通信手段も使用できませんでした。

そのため、大規模災害時には通信手段が使用できなくなることを想定し、外出の際にあらかじめ外出先の避難所などを確認しておくことは、自助の観点からも必要であると認識をしております。

また、主要道路を自家用車で走行する場合には、広域避難場所などの案内標識を頼りに避難することも有効な手段の一つです。

加えて、携帯電話が使用可能な場合には、先ほど御答弁いたしました防災アプリ、ヤフー防災速報や、全国避難所ガイドをスマートフォンなどに登録することで、現在地における防災情報の入手が可能となります。

いずれにいたしましても、今後も引き続きSNSなど様々な情報発信ツールを活用し、避難所情報などの防災情報について、正確かつ迅速に伝わるよう、効果的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

#### ○1番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。

さらに質問させていただきます。

今回の能登半島地震では、亡くなった方の70%以上が60歳以上の高齢者だったとの情報が新聞に記載されていました。やはり高齢者のサポートが重要だと感じています。

その中で特にスマホ操作に慣れていない高齢者に対して、防災情報メールや防災アプリの登録など、防災に対する啓発を実施しているのかをお伺いいたします。

○市民生活部長（入江慎介）

スマホ操作に不慣れな高齢者の方などに対して、防災情報メールや防災アプリの登録など、防災情報の取得に対する啓発を実施しているかについてであります。

スマートフォンの操作に不慣れな方が、防災情報メールや防災アプリの登録ができないことによって、災害時に取り残されることがないように、容易に防災情報が入手できる環境を整備することは大変重要であると認識をしております。

そのため、本市では、防災訓練などの各種イベントや防災ガイドブック、市ホームページなどで、防災情報メールの登録や防災アプリの活用について、広く市民の方々に呼びかけているところであります。

また、スマートフォンの操作が不慣れな方から支援の申出があった場合には、その都度個別に対応しております。

いずれにいたしましても、今後も引き続き広く市民の方々への周知啓発に努めるとともに、スマートフォンの操作が不慣れな高齢者の方には、市主催のスマホ教室で周知啓発を図るなどし、より多くの市民の皆様が防災情報を取得していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。

啓発活動や高齢者に向けたサポートを引き続き強化していただくようお願い申し上げます。

さらに質問させていただきます。

身体的等の問題により自主的な避難が難しい高齢者や障がい者の方たちには、避難のサポートが重要だと考えます。

名古屋市では、避難に支援が必要な高齢者や障がい者と支援者がスムーズに避難できる体制の構築を目指していましたが、課題も多く順調には進んでいませんでした。

そこで、災害時に高齢者や障がいなどの理由で自力での避難が困難な方と、地域の自主防災組織などの支援者のマッチングを図り、迅速な救助支援を可能とする共助システムの構築支援をするサービスを導入し、実証実験を行い、防災への意識が高まったとのことでした。

小牧市のこのようなサービス導入への考えをお伺いいたします。

○福祉部長（伊藤俊幸）

避難に支援が必要な方と避難を支援する人をマッチングするサービス導入についての御質問についてお答えいたします。

介護保険における要介護認定3以上の方や重度障がいがある方など、災害時に自力での避難が困難な方については、避難行動要支援者として名簿を作成しております。

また、名簿情報を関係者に提供することに同意いただいた方については、避難支援等関係者である区長や民生児童委員などに情報を提供し、情報提供の同意を得られなかった方につきましては、市役所のほか各市民センターで名簿を保管し、災害時に速やかに活用できる体制を確保しております。

令和3年5月に改正災害対策基本法が施行され、個別避難計画の作成が市町村に求められています。

個別避難計画とは、要支援者一人一人の状況に応じ、支援者や移動手段、避難場所、配慮すべきことなど、避難に必要な内容を事前に計画しておくものであります。

本市では、令和3年度に篠岡の大山地区をモデル地区とし、地域の方の協力を得ながら個別避難計画の作成を試行的に行いました。

その結果、要支援者の中には基礎疾患があるなど、避難時に特別な配慮が必要な方もお見えになり、実効性のある計画とするには、その人の状況をよく理解しているケアマネジャーなど、福祉や介護の専門職の力を借りたほうがよいとの判断に至り、今年度からは、この方々の協力を得て、計画作成を進めているところであります。

今年度の作成の範囲としましては、優先的に計画作成の必要がある土砂災害特別警戒区域にお住まいの方と、風水害における内水氾濫が懸念される地域で、自力で垂直避難が困難な方を対象としたところであります。

今後も災害リスク等を考慮して、優先度の高い方から順次作成していく予定であります。

議員から御提案のあったシステムについては、避難に支援が必要な方と避難を支援する方をマッチングして実際の避難に結び付けるものと認識しておりますが、災害発生時には、通信障害や停電などによるトラブルも想定されるところであります。

まずは、個別避難計画の作成を進め、支援者の移動手段、避難場所、配慮すべきことなど、避難に必要な内容の把握に努め、確実な避難支援体制を確立したいと考えております。

以上であります。

#### ○1番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。

まずは、個別避難計画を作成することから進めているということでありました。私

もできることから順次進めていくことが大切だと思います。システム導入は、次のステップとして、ぜひ検討に加えていただければと思います。

あらゆる防災対策の目的は、人の命を守ることにほかならないと考えます。直近では、能登半島地震において多くの命が失われました。もっと早く避難できていたら、もっと早く救助に迎えていたら、もっと情報共有がスムーズにできていたらなど、挙げれば切りがない数の後悔と教訓が生まれたはずです。

この後悔を繰り返さず、学んだ教訓を生かすためにも、より迅速で効率的な対応を可能とする防災のデジタル化を順次進めていく必要があると考えます。

引き続き行政として防災に努めていただくとともに、市民の皆様にも意識を高めていただくための取組をさらに行っていただくことをお願い申し上げ、私の全ての一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

### ○議長（舟橋秀和）

次に、猪飼健治議員。

### ○3番（猪飼健治）

議長の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

質問項目は、項目1、小牧市における障がい者福祉施策についてのみであります。項目1について一括して質問をさせていただきます。

まず、質問の前提となる点について触れておきます。

山下市長は施政方針の演説の中で、障がい者の施策とも関わって、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包接性のある社会の実現、そして人権・国籍・年齢・障がいの有無などの多様性を生かすダイバーシティの考え方が必要であるという認識を示されました。

そして、今年には障害者権利条約の批准10年目の年になります。計画でも触れられておりますけど、その権利条約にあるように、障がい者のあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等の共有を促進・保護すること、そして、障がい者固有の尊厳の尊重を促進すること、また、多様性と包接性のある社会を目指すことを前提といたしまして、この第4次小牧市障がい者計画をはじめとした障がい者の施策もなければいけないというふうに考えております。

それを前提に質問をいたします。まず、中項目1の第4次小牧市障がい者計画についてであります。

この計画は、小牧市における障がいのある人の自立と社会参加の支援等の施策を総合的、計画的に推進するための基本的な施策・計画を示したものだということです。そして、今年度から2029年度までの6年間にわたる計画であります。この計画案につ

いては、その計画内容について市民から意見を聞くために、今年の1月16日から2月14日にかけてパブリックコメントも実施されたところであり、その結果については、まだ公表されておりませんが、様々な声にこたえるためにも、この計画を障がいを持った方の、そして市民の皆さんの声に沿ったものになるよう、より練り上げていくことが望まれているというふうに考えております。

そこで、まず初めに（1）のアでは、この計画に新たに盛り込まれた点及び重点はどのような点かお聞きをいたします。

次に、この計画では、重点1として相談支援体制の充実、重点2として地域生活支援拠点の機能強化、さらに、重点3として発達支援、医療的ケア児等支援の充実という点が示されております。

そこで、次に（1）のイとして、この計画の重点2、地域生活支援拠点の機能強化に関連をいたしまして、その中で、地域生活支援拠点コーディネーターの配置を検討するとありますけれども、この地域生活支援拠点コーディネーターの役割はどのようなものかお聞きをいたします。

次に（1）のウとして、同じく計画の重点2、地域生活支援拠点の機能強化に関連して、その中で障害者共同生活事業補助金、それを継続して助成するとありますが、この補助金とはどのような内容のものかお聞きをいたします。

そして（1）のエとして、計画の重点3、発達支援、医療的ケア児等支援の充実に関しての質問です。今、障がいを持ったお子さんの発達支援というのは、その対象も広がっており、より一層手厚い支援が求められている状況だと考えております。そこで、発達支援のうち、保育所等訪問支援と居宅訪問型児童発達支援とはどのような支援で、その現況はどうなっているかお聞きをいたします。

さらに（1）のオとして、同じく計画の重点3、発達支援、医療的ケア児等支援の充実に関しての質問です。ここで言う医療的ケアとは、法律では人工呼吸器による呼吸管理、喀たん吸引、その他の医療行為をいうというふうにされており、一般的には自宅や学校など、医療機関以外の場所で日常的に継続して行われるたんの吸引、気管切開部の衛生管理、そして胃ろう部からの経管栄養などの医療的行為を指すというふうにされており、この医療的ケアの様々なニーズにこたえるために置かれている医療的ケア児等コーディネーターの主な対象・役割・配置の現況はどうなっているかお聞きをいたします。

次に、中項目（2）として、小牧市における障がい者福祉施策に係るいくつかの問題についてお聞きをいたします。

これらの問題というのは、大きく言えば1の第4次小牧市障がい者計画にも関連し

ているというか、含まれているものでもありますけれども、別項目として起こしたほうが、より論点がはっきりすると考えて、このような形にさせていただきました。

まず(2)のアは、障がい者の移動支援に関する質問です。

厚生労働省の障がい者等の移動支援についてという文書によりますと、移動支援というのは、屋外での移動が困難な障がい者等についての外出のための支援であり、社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援だというふうになっております。ここで、小牧市においては、この移動支援の対象に通勤・通学を含めているかお聞きをいたします。

次に(2)のイとして、障がい者の移動支援・交通料金の助成におけるタクシー券補助に関してお聞きをいたします。

現在この障がい者タクシー券補助に関しましては、ガソリン券補助との選択になっております。タクシー券補助の現在の内容及びタクシー券利用等の現状はどうなっているかお聞きをいたします。

次に(2)のウとして、障がい者福祉サービス事業所における人材確保についてお聞きをいたします。

厚生労働省は、将来にわたって福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していく、そういう観点から、社会福祉事業に従事する者の新人材確保指針というものを出しております。福祉分野の人材確保は国も認める非常に重要な課題だというふうに思っております。

そして、障がい者福祉サービス事業所では、近年深刻な人手不足の問題があつて、それが福祉サービスの内容にも非常に影響を与えるほど重大な問題になっているというふうに聞いております。これについて、就職フェアの開催や職員の処遇支援なども含めて、小牧市としてどのような対応をとっているのかお聞きをいたします。

最後に(2)のエとして、障がい者の補装具の給付についてお尋ねをいたします。

障がい者の靴や車いすなどの購入・修理にかかる補装具の給付について、申請以降交付決定がなされるまで非常に時間がかかるという声が聞かれます。この点に関して、直接の管轄である愛知県との連携はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

以上が、1回目の質問です。お答えをよろしくお願いをいたします。

**○議長（舟橋秀和）**

質問項目1について、答弁を求めます。

**○福祉部長（伊藤俊幸）**

それでは、質問項目1、小牧市における障がい者福祉施策について順次お答えをい

たします。

(1) 第4次小牧市障がい者計画についてのア、計画に新たに盛り込んだ点及び重点はどのような点かについてであります。

第4次小牧市障がい者計画は、障害者基本法に基づき、本市における障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画であります。

計画策定に当たりましては、各方面の幅広い意見を反映させるため、障害者手帳所持者等にアンケート調査、障がい福祉サービス事業所等と意見交換をするとともに、障がいのある方の団体の代表、福祉・医療・保健・教育・就労等に従事する関係者等を委員とする検討委員会を設置し、協議をしてまいりました。

策定する計画は、現行計画の方向性を踏襲しております。

重点施策としては、相談体制の充実、地域生活支援拠点の機能強化、発達支援・医療的ケア児等支援の充実の3点としております。

相談体制の充実については、現計画期間において、尾張北部権利擁護支援センター、小牧市障がい者基幹相談支援センターを設置するなど、相談体制の充実に努めてきました。今後は、小牧市障がい者基幹相談支援センターが中心となり、サービスの多様化や複雑化する相談にも対応できるように、相談体制の充実を図る必要があるため、引き続き重点施策としました。

地域生活支援拠点の機能強化については、現計画期間において、入所施設と委託契約を結び、緊急時の受入れ体制の確保をし、重点施策であった地域生活支援拠点の整備を図りました。今後は、グループホームとも連携し、空き部屋を利用した緊急時の受入れ体制の構築及び体験の場の確保など、より一層の機能強化を目指すため、地域生活支援拠点の機能強化を重点施策としました。

発達支援・医療的ケア児等支援の充実については、新たな重点施策であります。発育や発達に不安のある児童が増加傾向であることから、発達支援のさらなる充実や医療的ケア児等に対する総合的な支援体制整備など、様々なニーズに対応しライフステージごとに切れ目のない支援が行われるように、相談体制の充実、関係機関の連携強化を図ってまいります。

また、計画に新たに盛り込んだ点としては、地域共生社会の実現を目指す中で、障がい者だけでなく、子ども、高齢者等を含めた包括的な支援体制の構築を目指し、重層的支援体制整備事業に連携していくこととあります。

次に、イ、地域生活支援拠点コーディネーターの役割についてであります。

地域生活支援拠点整備とは、障がい者等の重度化・高齢化や、親亡き後に備えると

ともに、地域移行を進めるため、障がい者等やその家族の緊急事態に対応するために、必要な障がい福祉サービス等の提供体制を整備することです。

地域生活支援拠点コーディネーターは、緊急時の支援が見込めない世帯を把握・登録した上で、休日や夜間などの連絡体制を確保し、介護者の急病や障がい者の状態の変化などの緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや、相談、その他必要な支援を行うものであります。

現在、本市には地域生活支援拠点コーディネーターが配置されていないため、配置を検討するもので、今後、県内各地の配置状況や、既に配置している団体の状況などを調査研究していく予定であります。

次に、ウ、障害者共同生活援助事業補助金についてであります。

障害者共同生活援助事業補助金は、小規模事業所によるグループホームの安定化及びその参入促進を図ることを目的としており、グループホームの土曜日、日曜日及び休日等の運営に要する経費の一部を補助するものであります。

対象となる事業所は、次の四つの条件全てを満たす必要があります。

1として、運営主体は、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、または特例民法法人であること。

2として、本市が支給決定した者が利用していること。

3として、事業所の所在地が県内にあり、その事業者が経営するグループホームの利用定員の総数が20人以下であること。

4として、本市が支給決定した者が利用するグループホームの所在地が県内にあり、その利用定員が9人以下であることです。

補助金額は、利用者が土曜日、日曜日及び休日等にグループホームを利用した場合に、1人につき1日当たり、障害支援区分が区分4から6の方は2,290円、区分1から3の方は1,297円を事業所に対し補助するものであります。

次に、エ、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援の主な内容及び現状についてであります。

保育所等訪問支援は、障がい児通所支援サービスの一つで、平成24年の児童福祉法改正で創設されたサービスであります。

障がいのある子どもが集団生活をする際には、様々な困り事が生じることがあります。保育所等訪問支援は保護者からの依頼によって提供されるサービスで、専門知識を持った支援員が保育所や学校などの集団生活の場に訪問し、友達とうまく遊べないなどの困り事の原因を分析し、解決策を考え、子どもが楽しく快適に過ごせるように支援するものであります。



利用実績としましては、延べ数値になりますが、令和3年度は利用人数が3人、利用日数が3日、令和4年度は利用人数が94人、利用日数が206日、令和5年度は令和6年1月末までで、利用人数が126人、利用日数が277日です。

市内初の実施事業所が令和4年度にでき、令和5年度にさらに1事業所増加したことから、利用者が増えております。

居宅訪問型児童発達支援は、訪問型の児童発達支援サービスの一つで、平成30年から開始されたサービスであります。

重度の障がいによって外出が困難な子どもに対して、訪問して日常生活に必要な動作の練習や知識・スキルの習得を支援するものであります。

利用実績としましては、令和3年度は利用がありませんでした。令和4年度は、こちらも延べ数値になりますが、利用人数が5人、利用日数が12日、令和5年度は令和6年1月末までで、利用人数が1人、利用日数が1日です。

市内には実施事業所がないこともあり、利用者数が少ないと考えております。

次に、オ、医療的ケア児等コーディネーターの主な対象・役割と配置の状況についてであります。

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、新生児集中治療室等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医学的ケアが日常的に必要な児童のことであります。

また、医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等、多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるなどを行う者のことであります。

本市における配置状況については、小牧市障がい者基幹相談支援センターに2名配置しております。

続きまして(2)猪飼議員が考える小牧市における障がい者福祉施策に係るいくつかの問題についてのア、障がい者の移動支援について、その対象に通勤・通学は含まれているかについてであります。

移動支援事業とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業の一つで、外出の支援が必要と認められる方に対して、ヘルパー派遣など移動支援サービスの提供により、障がい者の自立の促進及び生活の質の向上等を図るものであります。

対象となる外出につきましては、国の障がい福祉サービスである視覚障がい者の移動を支援する同行援護に規定された支援の範囲に合わせ、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のための外出としています。

そのため、社会生活上必要不可欠な外出としては、行政機関や金融機関等への手続、冠婚葬祭への出席、買物などのための外出など、余暇活動等の社会参加のための外出としては、音楽鑑賞や映画鑑賞などのための外出を認めています。

認められない外出としましては、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当ではない外出であり、お尋ねの通勤・通学につきましては、サービス利用として認められない外出としております。

次に、イ、障がい者タクシー券補助の内容及びタクシー券利用率等の現状についてであります。

本市では、障がいのある方の外出を促進するため、タクシーの基本料金またはガソリン代の補助を実施しております。

補助の対象となる方は、身体障害者手帳の1級から3級までの方、療育手帳のA、B判定の方、精神障害者保健福祉手帳の1、2級の方であります。

補助内容としましては、基本料金分のタクシー券を年間48枚、または4リットル分のガソリン券を年間12枚、このどちらかを選択していただき交付しております。

令和4年度における利用状況としましては、タクシー券は1,324人に合わせて6万3,552枚交付し、1万2,354枚利用されており、利用率としては約19.4%であります。ガソリン券は4,043人に合わせて4万8,516枚交付し、4万779枚利用されており、利用率としては約84.1%であります。

次に、ウ、障がい福祉サービス事業所等は、人手不足の問題がある。就職フェアの開催や、職員の処遇支援なども含めて、どのような対応をとっているかについてであります。

本市では、保健、福祉、教育、子育て等の関係機関により構成され、地域の障がい福祉に関する協議を行う小牧市障害者自立支援協議会を設けております。

人材確保の支援につきましては、障がい福祉サービス事業所等からの要望を受けて、この自立支援協議会において、市内の障がい福祉サービス事業所の求職サイトを開設しております。

また、自立支援協議会において就職フェアを開催しており、コロナ禍であった令和2年度は中止しましたが、平成30年度から今年度まで5回開催いたしました。

職員の処遇支援等につきましては、障がい福祉サービスに従事する職員の賃金改善にあてることを目的として、国の障がい福祉サービス等報酬において、令和元年10月から福祉・介護職員等特定処遇改善加算が創設されております。この処遇改善加算については、国により随時制度の見直しが行われているところであり、いましばらくはその動向を注視していきたいと考えております。

次に、エ、障がい者のくつや車いす等の購入・修理にかかる補装具について、交付決定まで非常に時間がかかるという声がある。県との連携はどのようになっているかについてであります。

補装具の支給につきましては、身体に障がいのある方及び難病の方の身体機能を補い、日常生活を容易にするための用具、すなわち補装具の購入・修理・借受けに係る費用の一部を助成するものであります。

申請から引き渡しまでの基本的な流れとしましては、市で申請を受け付けた後、愛知県が設置している愛知県中央児童・障害者相談センターに判定を依頼します。相談センターから判定結果が届きましたら、判定内容に応じて、申請者に交付または不交付決定をします。

くつや車いすなどの審査判定結果が届くまで、通常2から3か月の時間がかかり、ケースによってはさらに時間を要する場合があります。

これは補装具がなかったら生活や就労がどうなるのか、使用しないことで医学的な問題があるかなどの視点で必要性を検討するからであります。

また、必要性が認められても、くつや車いすなどの補装具は、個人の状況に合わせたオーダーメイド品が多いことから、補装具の処方内容決定についての判定があり、処方内容等の情報不足から、市への問合せが多く、その都度、内容に応じて、申請者や装具事業者を確認を行い、相談センターへ回答をし、再度判定をすることになるため、時間を要するものであります。

以上であります。

### ○3番（猪飼健治）

通してお答えをいただきました。

(1) のアに関しては、計画の中の新しい相談支援体制づくりなど、重点3項目を進めていくということでありました。また、その直接計画の中で触れられているわけではありませんけれども、2024年度の予算案では、新規に18歳以上の補聴器の購入費助成と視覚障がい者の歩行訓練の事業も新たに盛り込まれているところであります。これも大きく言えば計画に基づいた施策だと言えるというふうに思います。

次に(1)のイに関してです。地域生活支援拠点の機能強化というのは、計画の重要な重点施策です。ですから、障がい者の緊急対応、障がい者が地域で生活していく上で重要な役割を果たす地域生活支援拠点コーディネーター、この方をぜひとも置いていただきたい。特に、各地域の相談支援事業所に対応できる人数配置をしていただきたいというふうに申しておきたいと思っております。

もう一点、相談支援体制の充実に関しては、保育園などに相談支援に出向く際にも

補助金が欲しいという声が事業者の方からあったことも付け加えておきたいと思いません。

次に(1)のウについて、再質問をいたします。

障害者共同生活事業補助金は、グループホームへの補助金だということですがけれども、その中に市、小牧市独自のグループホームへの重度加算また夜間支援加算は含まれているのか、再度お聞きをいたします。御答弁をお願いします。

#### ○福祉部長（伊藤俊幸）

障害者共同生活援助事業補助金に、市独自のグループホームへの重度加算・夜間加算は含まれているのかについてお答えいたします。

グループホームにおける重度障害者支援加算は、強度行動障害支援者養成研修修了者を配置した場合に算定される加算のことで、夜間支援等体制加算は、夜勤または宿直、夜間の連絡・支援体制が確保されている場合に算定できる加算のことであります。

本市が実施しております障害者共同生活援助事業補助金につきましては、グループホームの土曜日、日曜日及び休日等の運営に係る経費のうち、給料、諸手当、報酬、社会保険料事業主負担金、賃金、委託費、旅費、需用費及び役務費を対象としておりますので、重度障害者支援加算及び夜間支援等体制加算は含まれておりません。

以上であります。

#### ○3番（猪飼健治）

答弁をいただきましたけれども、障害者共同生活支援事業補助金というものの中には、市独自のグループホームへの重度加算や夜間支援加算も含まれていないということでありました。今、グループホームで一番大きな問題になっているのは、特に夜間に対応する人がいないために、とりわけ中度以上の比較的障がいの重い方がグループホームを利用することが難しくなっているということでありました。軽度の障がいの方のみのグループホームが多くなっているという点です。

国の基準でも夜間加算があるんですけど、その支援員等の配置要件というのが非常に厳しいために、実際に重度加算を利用するのが難しいという、そういうケースが多くあるというふうに事業者の方から聞いております。本気で夜間の人材不足を解消するためには、どうしても市独自の実態に即した夜間加算・支援加算が必要です。そうでないと、せっかくのグループホームが実質的に軽度障がい者の専用というものになってしまうのではないかと思います。誰一人取り残さないという、そういう趣旨がぜひとも生かされるように改善をお願いをいたしたいと思っております。

次に(1)のエについてです。やはり障がいを持ったお子さんの発達支援に関しましては、発達の診断が早期から今精密になってきており、その対象も広がっておりま

す。はっきり障がい認定されなくても、境界線上にいるというお子さんも非常に多くなっております。より広い対象により一層手厚い発達支援が必要になっているというふうに思っております。保育園でも障がい児の対応保育士さんは配置はされておりますけれども、対応が大変な中で、やはり、保育所等訪問支援というものの充実は非常にどうしても必要です。

また、比較的重度の障がいのあるお子さんが対象となる、もう一つの居宅訪問型児童発達支援、これに関しましては、現在小牧市内に実施している事業所がないということでもあります。ですから、やむを得ず利用者も少なくなっているということでもあります。なかなか医療機関にさえ出かけるのが大変な重度の障がいのお子さんにとって、この居宅訪問型の児童発達支援というのはどうしても必要な支援だと思います。早く事業所も含め、支援の体制ができることを望みたいと思います。

次に(1)のオについて再質問をいたします。

医療的ケア児コーディネーターの配置の対象は、児童生徒だけではなくて、ケア児等ですから、卒業後についても対象に含まれるということだと思います。現在、この医療的ケアを必要としている障がい児・障がい者は、特別支援学校をはじめとする学校にももちろんいますけれども、もちろんのこと、それ以外にも卒業後も小牧市内の生活介護のサービス事業所などにも、この医療的ケアの対象となる方がいらっしゃいます。そこでも医療的ケアが実施されているところです。これら学校や生活介護サービスの事業者等との連携はどのようになっているのか、再度お聞きをしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○福祉部長（伊藤俊幸）

医療的ケア児等コーディネーターは、学校や生活介護事業所などとの連携はどのようになっているかについてお答えいたします。

本市では、医療的ケア児に関する知識の取得と情報の交換、共有と専門的な協議を行う、医療的ケア児等ネットワーク部会を小牧市自立支援協議会の部会として設置しております。

部会では、医療的ケア児等コーディネーターをはじめ、あさひ学園、保健センター、幼児保育、幼児教育・保育課、学校教育課、子育て世代包括支援センター、小牧特別支援学校、当事者団体等が構成員となり、学校などで受け入れている医療的ケア児のケースの状況や各機関からの情報提供。今後の課題等について情報共有をしております。

現在、生活介護事業所などの障がい福祉サービス事業所は、部会の構成員にはなっておりませんが、障がい福祉サービス事業所を含め、各種団体等から相談等があった

場合には、情報提供や情報共有をするとともに、必要に応じて関係機関と連携して支援を行っております。

以上であります。

### ○3番（猪飼健治）

答弁をいただきました。

医療的ケア児のコーディネーターは現在2名だけという配置ということですので、難しい点はあるのかもしれませんが、ぜひ在学中は学校との連携を図っていただいて、また卒業後についても、生活介護サービス事業所と連携を密にさせていただいて、支援相談体制をしっかりとつくっていただきたいと思います。また、以上の点を進める上で必要ならば、このコーディネーターの増員をぜひ図っていただきたいというふうに思います。

以上で中項目（1）の質問を終わり、次に（2）の小牧市における障がい者福祉施策に係るいくつかの問題についてに移りたいと思います。

まず、（2）のアについてです。障がい者の移動支援に関して、小牧市はその対象に、通勤・通学を含めていないということでした。しかし、先ほども挙げましたけれど、障がい者の移動の支援についてという文書の中には、実施方法として次のように書かれています。実施主体である各市町村の判断により、地域の特性や利用者の個々のニーズに置かれた状況に応じて、柔軟な形態で支援を実施するというふうに書かれております。

実際名古屋市ではどうかというと、名古屋市移動支援事業実施要綱の中では、通勤は移動支援としては認めていないものの、通所施設など社会福祉施設への通所、短期入所、そして小学校、中学校、高等学校、大学などへの通学、放課後デイサービス等の通所も、移動支援として認めています。通所や通学を移動支援として認めているんです。ぜひ、このニーズは小牧市内でもあるというふうに思います。ぜひ通所と通学を移動支援として認めるように改正をしていただき、柔軟な形で支援を実施していただきたいというふうに思います。

次に（2）のイについて再質問をいたします。

障がい者のタクシー補助の利用率19.4%ということでした。ガソリン補助の利用率は84.8%、それに比べるとすごく低い、かなり低いということです。このことについて、タクシー補助利用率が低い理由をどのように考えていらっしゃるのか。再質問をいたします。お答えをよろしくお願いいたします。

### ○福祉部長（伊藤俊幸）

タクシー券利用率が低い理由をどのように考えているのかについてであります。

ガソリン券の利用率は約84.1%であります。ガソリン券につきましては、年間48リットル分ですので、月に換算すると4リットル分になります。一般的な車の使用であれば、月にガソリン4リットル以上は使用しますので、券が余ることは少ないと考えます。

タクシー券利用率は約19.4%であります。タクシーを利用しなくても、自転車等での移動も可能な障がいをお持ちの方もお見えになりますので、このような方は、年間48枚まではタクシー券を使用しないものと考えております。

また、現在の制度は、多くの外出を支援する意図から、1回の乗車で券1枚の使用としております。1枚の使用では、追加運賃が発生することもあり、調整してタクシーを利用されている方などもおり、この利用率になっていると考えています。

以上であります。

### ○3番（猪飼健治）

答弁をいただきました。

タクシー補助の利用率が低い理由については、やはり初乗り基本料金のみ補助ということで48枚支給ということで、使い勝手がよろしくないということが、大きな要因になっているのではないのでしょうか。やはり初乗り基本料金の補助だけでは、とても病院などへ行く場合の補助としては額が低過ぎます。もう少し補助率が上がったなら、利用率も上がるのではないかというふうに思っております。

この点では、例えば、タクシー券を500円券にして、1回の補助利用時、補助利用をするときに複数枚のチケットを利用できるようにするなど、もう少し利用しやすいように見直しを考えていただきたいと思います。

そこで、この点でタクシー券利用補助の方法を今後見直していくことを考えているか、見直しについてどう考えるか、見解を再質問いたします。

### ○福祉部長（伊藤俊幸）

タクシー券利用補助の方法の見直しについてであります。

本市では、基本料金分のタクシー券630円相当になりますが、を年間48枚交付しております。他市の事例になりますが、500円券のタクシー券を年間24枚交付し、1回の乗車で4枚の使用を可能としているところもあります。

本市と比較しますと、1回の乗車で2,000円分の補助を受けられる利点があるものの、交付枚数及び総補助金額は本市のほうが多くなっております。

これは先ほど答弁しましたように、本市のタクシー券補助は、多くの外出を支援する意図によるものであります。

本市の補助方法では、追加運賃が発生することを理由に、タクシー利用を控える方

も一定数お見えになると思われしますので、他市の事例の調査や利用者の声を聞くなど、タクシー券補助について研究をしてみたいと考えております。

以上であります。

### ○3番（猪飼健治）

お答えをいただきましたけど、外出の回数が問題ではないのではないかと私は思います。重ねてぜひ見直しをお願いいたしたいと思います。

最後に（2）のウについて再質問をいたします。

障がい者福祉サービス事業所の人手不足の問題、人材確保については、就職フェアなどの開催をしている、サイトでも紹介しているとのことでしたけど、やはりそれだけでは根本的な解決には至らないと思います。この問題解決のために、今後障がい者福祉サービス事業所職員への処遇の支援を含めた対応の見直しは検討しているか、お尋ねをいたします。

### ○福祉部長（伊藤俊幸）

処遇支援を含めた対応の見直しは検討しているのかについてであります。

職員の処遇支援等につきましては、先ほど答弁しましたとおり、国において福祉・介護職員等特定処遇改善加算が創設され、随時、制度の見直しが行われているところでありますので、その動向を注視しているところであります。

なお、一部の自治体においては、独自の助成制度を設けているところもありますので、助成による効果などの調査を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

### ○3番（猪飼健治）

答弁をいただきました。

やはり障がい者の福祉サービス事業所においては、平均してですが、仕事が大変な割に処遇が十分それに見合っていないという大きな問題があると思います。ですから、人手不足のを解消改善、人材確保のためには、国が報酬単価を見直すという施策も必要なことはもちろんですが、やはり地方自治体・本市としても、事業所職員の処遇改善、独自の重度加算などを含めた対応策が必要なのではないかと思います。

例えば、その重度加算の方法としては、医療的ケアを必要とする利用者に対する市独自の加算を新設するとか、また重度加算要件の中の必要職員数を市独自に緩和するなど、いろいろな方法があると思います。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

そして、もう一点付け加えてですけども、今年の4月に、これからですけど、生活介護事業所の報酬見直しで、今まで1日単位の報酬単価が時間単位で区分されるよ



うになります。つまり事業所としてはどうなるかという、今以上に収入が下がることが十分予想されるわけです。それだけ人的な配置も大変になる、そういう状況です。ですから、なおさら市独自の職員への処遇支援や独自の重度加算が必要だというふうに考えております。ぜひその方向で対応していただきたいと思います。

次に、(2)のエについて、一言だけ言っておきます。

補装具の給付については、申請後給付決定がされるまで非常に時間がかかるという問題です。もちろん直接の管轄は愛知県なんですけど、できる限り県と密に連絡を取っていただいて、時間短縮を図っていただきたい。その間、補装具が使えないということになるわけですから。と同時に、小牧市としても愛知県に対して、要望という形で、給付が少しでも早まるように意見を出していただきたいというふうに思います。

最後にですけれども、項目1、本市の障がい者福祉全体を通して、特に今後計画及び施策を進めていくに当たって重要と考える点、留意すべきと考える点は何かお考えをお聞きをいたします。時間が限られておりますので、できる限り簡潔にお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

#### ○福祉部長（伊藤俊幸）

今後計画を進めていくに当たって重要と考える点及び留意すべき点についてであります。

本計画では、次の視点が重要と考え計画を策定しております。

1として、障害者権利条約の考え方の普及であります。障害者権利条約における考え方は、我が国の障がい福祉に大きな影響を与えており、障害基本法をはじめとした関係法令には条約の考え方が盛り込まれております。障害者権利条約には、障がいに基づくいかなる差別もなく、全ての障がい者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、促進すること等が盛り込まれています。この基本的な考えの普及に努めることが重要であると考えております。

2として、社会参加のしやすさ向上であります。

ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、社会参加のしやすさ向上をさせることが重要と考えます。特に、令和4年には障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が制定されました。情報アクセスの視点も重要と考えております。

3として、地域生活・自立した生活の実現であります。

障がいのある人とその家族にとっては、親亡き後が最大の不安であります。親亡き後も、障がいのある人が地域で安心して暮らせる場を築くことが重要と考えます。

4として、包括的・重層的な支援体制の構築であります。

重度障がいのある人、医療的ケアを必要とする人、精神障がいのある人など、全ての人に支援が行き届く、相談支援体制の構築が重要と考えます。

5として、障がいのある児童の健やかな育成であります。

障がいのある児童の健やかな育成を支援するため、障がいの疑いのある早い段階から、身近な地域で支援ができるように、専門的な発達支援の充実を図ることが重要と考えます。

6として、SDGsの視点であります。

SDGsとは、持続可能な社会を世界レベルで実現するための世界共通の目標であります。本市は令和3年度にSDGs未来都市に選定されていることもあり、障がい福祉分野においても、SDGsの視点は重要と考えます。

以上の考え方の下に計画を推進してまいります。国における新たな検討、対応にも注視するとともに、他団体での取組なども情報収集し、時間とともに発生する新たな課題にも対応できるように留意する必要があると考えております。

以上であります。

### ○3番（猪飼健治）

答弁をいただきました。

障がいのある方を誰一人取り残さないためには、どうしてもお金がかかるということになると思います。しかし、私は必要なことにはお金は出さなければいけない、お金かけなければいけないというふうに思っております。障がいを持つことは誰にでもあり得ることです。障がい者福祉にお金をかけることは、結局は最終的に市民全体のためになることだと私は思っております。

障がい者の福祉施策に関しては、まだ細かい点で様々な要望を聞いているんですけども、今日は全部取り上げられませんが、ぜひとも一つ一つの声に真摯に耳を傾けていただきたいと思います。そして、障がいを持っている方一人一人を尊重して多様性を認めていただき、誰一人取り残さない施策を進めていただきたいと思えます。

その中でインクルーシブ教育が深まって、障がい者理解がさらに進んで、真の共生社会が実現していくことを切に願いたいと思えます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

### ○議長（舟橋秀和）

次に、黒木 明議員。

### ○4番（黒木 明）

議長のお許しをいただきましたので、先に通告してあります質問事項2件について

質問させていただきます。

質問事項1、学校給食の昆虫食について質問いたします。

小牧市はSDGs未来都市に選定されていますが、近年SDGsの2番、飢餓をなくそうの名目を盾に昆虫食、クリケットパウダー、コオロギ粉末、コックローチミルク、ゴキブリ牛乳、今まで日本人が食していない昆虫食の認知が広められています。

日本では、地域によっては昔からイナゴや蜂の子などは食べられてきていますが、SDGsと関連付けた昆虫食、特にコオロギが話題になっております。

2022年11月28日の日本経済新聞では、食料コオロギの粉末を学校給食に、全国初、まず徳島での記事があり、コオロギ給食はSDGsをテーマにした授業の一環でつくったという経緯から、同校はその後定番化を検討するとありましたが、その後メディアで話題になり学校は批判的な苦情が多く寄せられ、対応を迫られることになりました。

2023年5月、小牧市立の学校のサイトの記事に、食用コオロギの工場見学の記事があり、食糧危機を救うすばらしい食品コオロギです。環境問題、食糧不足、価格高騰、全てに対応できる食品であることが分かりました。コオロギのイメージが変わりました、とあり市内保護者から心配の声も届いており質問いたします。

(1) 学校給食の昆虫食の導入について。

ア、小牧市内の学校給食で過去に昆虫食材の導入のオファーがあったか。市内の学校給食で過去に昆虫食採用の経験の有無についてと、イ、今後の昆虫食材の学校給食に採用する可能性について問う。

以上、御答弁よろしく申し上げます。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について、答弁を求めます。

○教育部長（伊藤京子）

それでは質問項目1、学校給食の昆虫食について。

(1) 学校給食の昆虫食の導入についてのア、市内の学校給食で過去に昆虫食採用の経験の有無についてのお尋ねであります。

本市の学校給食におきましては、これまでに昆虫食を提供したことはありません。

次に、イ、今後の昆虫食材を学校給食に採用する可能性についてのお尋ねですが、本市の学校給食におきましては、今後も昆虫食材を採用する考えはありません。

以上であります。

○4番（黒木 明）

御回答ありがとうございます。今まで日本でなじみのない昆虫、コオロギ食につい

ては、今後も学校給食に絶対に採用しないようにお願いいたします。

コオロギ食については、2018年9月21日、内閣府、食品安全委員会の報告で、安全性について疑問視する注意喚起の記事が掲載されております。

加熱処理後も、芽胞形成菌の生存が確認される、アレルギーの問題がある、重金属（カドミウム等）の生物濃縮問題、漢方医学大辞典ではコオロギは微毒であり、妊婦には禁忌との記載もあります。

昆虫食、コオロギ食は、SDGsの飢餓をなくそうは、人類の人口増大による食糧不足、たんぱく質不足を対策としておりますが、我が国日本、小牧市も、外国人は増え続けていますが、日本人は減り続け、少子化、人口減少が進んでおり、食料破棄、フードロス問題、たんぱく質では牛乳の破棄も問題になっております。

コオロギ粉末もクリケットパウダーとの名目とは別に、食品製品表記上、たんぱく質やアミノ酸と表記されることもあるようです。自己判断ができる大人とは違い、学校給食、子どもには判断の余地がありません。

SDGs未来都市小牧であっても、学校給食にはコオロギ食は今後も絶対に採用しないようにお願いして、次の質問に行きます。

質問項目2、事務事業評価について質問いたします。

事務事業評価は、小牧市はネットで閲覧できるように公表されております。

(1) 事務事業評価の評価数について。

平成22年から平成26年度は400項目を超える事務事業評価が公開されていたが、令和元年度の評価数は138項目、令和4年度は80項目、令和5年度は74項目に減っている理由を問う。

(2) 事務事業評価の効果について。

効果に対する市の認識を問う。

以上、御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

暫時休憩をいたします。

（午後2時41分 休 憩）

（午後2時47分 再 開）

○議長（舟橋秀和）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

黒木議員の質問に対する答弁を求めます。

**○市長公室次長（駒瀬勝利）**

それでは質問項目 2、事務事業評価について。

(1) 平成22年度から平成26年度は400項目を超える事務事業評価が公開されていたが、令和元年度の評価数138項目、令和4年度は80項目、令和5年度は74項目に減っている理由についてのお尋ねであります。

事務事業評価の評価対象事業については、平成22年度から平成26年度までは一部事務組合への負担金、基金積立金、人件費などを除いた全ての事業を対象とし、毎年400程度の事務事業評価を実施していました。

平成27年度以降は、法定受託事務や施設維持管理などの市の裁量がほとんど及ばない事業を除外して、市の政策的判断を伴う事業を施策推進事業として選定し、実施計画に挙げられた事業を中心に評価を実施することで、おおむね140程度の事務事業評価を行ったところであります。

また、令和4年度以降の事務事業評価では、市の最上位計画であるまちづくり推進計画の中間見直しを行う4年間のうちに、全ての施策推進事業の評価が実施できるように事業を割り振り、そこに各部で所掌する事業から廃止・縮小を前提とした追加分を含め事業評価を行っております。これによりまして、毎年おおむね80程度の事務事業評価を行ったところであります。

以上となります。

**○市長公室長（笹原浩史）**

続きまして、(2) 事務事業評価の効果について。

効果に対する市の認識についてのお尋ねであります。

本市では、限られた経営資源の下、効果的・効率的で持続性の高い自治体経営を行うため、PDCAサイクルを活用した行政運営を行っており、そのサイクルの中でCのチェックとして、事務事業評価に取り組んでおります。

事務事業評価を行うことで、行政の活動が市民ニーズに対して的確にこたえることができているかを検証し、より優先度の高い施策に経営資源を優先的に配分したり、経常事業の予算の組替えを行うことで財源確保を図る等、限られた経営資源を有効に活用できるものであります。

実際、令和5年度実施の事務事業評価の結果では、74事業中、評価結果が縮小・廃止であった事業は9事業で、事務事業評価全体の見直し額は約6,900万円でありました。なお、評価結果が維持となった事務事業においても、現状の問題点やその要因を分析することで、より適切な事業管理につながっているところであります。

事務事業の効果的な改善を図り、限られた経営資源を最大限に有効活用して、持続的な自治体経営を実現するためにも、今後も事務事業評価を適切に実施していきたいと考えております。

以上であります。

○4番（黒木 明）

御回答ありがとうございました。

事務事業評価は現在ネット上で公開されている自治体は、誰でも閲覧できる時代です。ほかの公表している自治体と比べて、小牧市は事務事業の方向性で、現状維持が多く見られます。先ほどの回答で74中9が改善もしくは縮小という形がありましたけれども、もっともっと改善できるところがあるのではないかと、そのように見受けられます。市の財政は、今までどおり、いつもどおり、現状維持ではない状態、もう厳しい状態になっているという答弁を市長の答弁からでも今まで聞いております。今まで以上に、積極的に事務事業評価の改善・改革に取り組む必要があると感じております。

今回は個別の事業案については控えますが、詳しく中身を見ていくと、民間企業が無料でやっていることを市が税金を使ってさらにやる必要があるのか。特定の条件に該当する人だけ過剰に手厚過ぎる事業を税金を使ってやる必要があるのか、税金を使っただけの効果は本当に出ているのか。そう感じる事業が見受けられます。

自治体によっては、毎年200を超える事務事業を公開し積極的に改善を進めているところもあります。小牧市の財政が厳しくなっているのならば、税金の使い道を減らす必要があります。毎年全ての事務事業の公表が、厳しいという理由は今お話お伺いいたしました。それでも、今まで以上に事務事業評価を厳しく、改善に取り組み、選択と集中、事業数を思い切って今まで以上に減らし、必要な部署に人材を集中することで、支出の改善、市の発展、市民のためにつながるのではと感じております。

事務事業評価の今まで以上の毎年の公開数の向上、事務事業内容の精査、改善、選択と集中を進めていただくことをお願いして、全ての質問を終了いたします。

○議長（舟橋秀和）

ここで暫時休憩をいたします。

再開は、午後3時20分といたします。

（午後2時54分 休 憩）

（午後3時20分 再 開）

○議長（舟橋秀和）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

次に、山田美代子議員。

○10番（山田美代子）

議長のお許しをいただきましたので、1項目質問させていただきます。

質問項目1、小牧市温水プールについてです。

小牧市温水プールについては、私、令和5年小牧市議会第3回定例会、昨年9月に質問をさせていただいております。その頃、市民の方から、早くプール使いたい、まだ修理しているの、夏休み孫が楽しみにしていたのに、いつになったら再開するの、などなどいろんな声を大変多く聞きました。

改修か建替えかの方針が決まらないまま2年以上が経過しました。週1回温水プールで泳いでみえた方が、今までは1回220円で泳げたけど、民間のスポーツジムは、月七、八千円から1万円と会費が高くて行けない、このままでいたら体力が落ちて歩けなくなったら困るわ。また、温水プールでジュニア水泳や、大人の水泳教室で指導されていた小牧水泳連盟の方々も、今までどおりの活動ができず困ってみえます。

例えば、ジュニア水泳教室の場合、小牧市温水プールを5レーン使用して泳力別の丁寧な指導ができていましたが、現在は、大口町民プールを3レーンしか使えず苦慮されています。また、プールが遠くなったことで、保護者の方が子どもの送迎ができないと辞めた児童、大人の水泳教室に参加していた方も、プールが遠くなったことで通えないと辞めた方が多いとお聞きしました。

今後どうなるんだろうかと、そんな現状を目の当たりにして、何とか一日も早く小牧市温水プールを再開してほしいとの強い思いから、いても立ってもいられないと、ジュニア水泳の指導されている方などにより、一日でも早い小牧温水プールの再開を希望しますという要望書を小牧市長に提出するために署名活動を始めてみえます。

さあ、頑張って署名を集めようと始めたばかりなのに、新聞記事で突然知らされた温水プールの解体でした。署名を集めているプールの再開を切望する会、会の代表の方は大変困惑しているとお聞きしました。

今定例会初日、施政方針演説の中で、市長は「温水プールについて、施設の老朽化に伴い、現在休館としております温水プールにつきましては、施設全体の劣化調査及び耐震診断の結果を踏まえ解体することとし、令和6年度に解体設計委託料を計上しました」と発言がありました。

解体設計委託料1,954万5,000円、約2,000万円です。解体後の方針は何も示されな

かったのです。

解体後どうするのかについては、一言もありませんでした。普通なら、今後このように検討してまいりますぐらいのことは言うべきではないかと私は思いましたが、本当に市もどうしたらいいのか判断に困っているのが実情ではないでしょうか。であるならば、市民にとって真の利益は何なのかを第一に考え、スピード感を持って、解体後の温水プールについて検討をしていただきたいものです。

そこで質問いたします。

(1) 温水プールの取壊しについて、解体を決定した経緯をお尋ねいたします。そして、取り壊した後はどうなるのか。

(2) 今後の温水プールの計画について、市としてどのような温水プールを検討しているのかをお尋ねいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。分かりやすい答弁をお願いいたします。

#### ○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

#### ○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）

質問項目の1、小牧市温水プールについて。

(1) 温水プールの取壊しについて、解体を決定した経緯についてのお尋ねであります。

さきの牧政会の代表質問で市長から長田淳議員にお答えさせていただいたとおり、温水プールは、エコルセンターの余熱を利用した施設でありまして、その余熱供給はお地元と約束したごみ処理施設の稼働時期である令和21年度までとされております。

現在の温水プールを修繕して再開したとしても、令和9年度の再開となる見込みであり、令和21年度までの稼働期間は13年間しかありません。

一方で、施設を再開するために必要となる改修工事及び施設を再開してから、令和21年度まで施設を使用するために必要となる修繕費等は約25億5,000万円となる試算であり、13年間という期間を考えますと、費用対効果が著しく低いと言わざるを得ません。

また、温水プールのこれまで30年間の建設、運営、修繕に要したライフサイクルコストを試算しますと、年間で約3億2,800万円となりますが、これを約25億5,000万円をかけて改修し、今後13年間使用すると、ライフサイクルコストが年間で6,800万円増加し、約3億9,600万円に膨らむ試算です。

加えて、鉄骨等の劣化により耐震性能を満たしていない箇所もあるため、一時的に他の用途等で使用することも困難であり、施設を維持している間は最低限の維持費は



必要となりますので、令和6年度に解体の設計を行い、令和7年度に解体工事を実施することとしたものであります。

続きまして(2)今後の温水プールの計画について、どのような温水プールを検討しているのかについてのお尋ねであります。

こちら、さきの牧政会代表で長田淳議員、こまき民主市議団の代表質問で小川真由美議員にお答えしたとおり、温水プールは毎年20万人以上の利用があり、一日も早い再開を望む声もあることから、建替えの必要性も感じており検討をしているところであります。

しかしながら、温水プール改修方針検討業務の報告書でお示したとおり、現温水プールと同等の屋内施設に建て替えた場合の建築費は約39億9,000万円、3分の2程度に縮小した場合でも約27億円もの多額の費用を要するとの試算であり、加えてエコルセンターからの余熱が供給されない温水プールの場合、必ずしも現在の場所にある必然性はなく、建設後の運営費もこれまで以上に増加することが予想されます。

学校、保育園などのインフラ施設の整備による投資的経費の増加も見込まれ、本市の財政状況がより一層厳しさを増している中では、施設の廃止についても検討せざるを得ない状況であります。

そこで仮に建て替えをすとしても、市内には南スポーツセンターのプールもありますが、温水プールにおいても、夏に利用が集中しており、その多くは子ども連れの家族であること、市外の利用者が7割であることなどの利用実態を考慮した上で、できるだけ安価に整備運営ができる夏限定の屋外プールに建て替え、今後できるだけ長く使用していくことも選択肢の一つと考え、現在検討しているところであります。具体的にどのような内容かについては今後検討していくこととなります。

以上であります。

#### ○10番(山田美代子)

答弁いただきました。

(1)の取壊しの経緯についての質問は、再質はありませんけども、エコルセンターの余熱利用が令和21年度まで、あと13年間しか使えないことを取り壊す理由の一つにも挙げていますが、エコルセンターの地元との協定や移転については、今不透明だと思います。ですから、プールの余熱利用についても将来的に不透明、分からないということです。

では(2)の再質問に入ります。

今後どのようなプールを検討していくのか答弁ありましたが、答弁の中では、市の財政状況が厳しさを増す中、廃止も検討せざるを得ない状況だということです。本当

に何か厳しい、財政が厳しい厳しいと言っておりますので、これは廃止も検討じゃなくて、もう私にはつくりたくないよっていうふうにもとれるんですね。では、なぜ今まで、壊さなくていいものを壊し、作らなくていいものを作ってきたのか。しかも市民の意見を聞かずにと私は思っています。無駄を省いて、本当に市民にとって必要なものは作っていくべきだと思います。

そして、今後検討していくプールについては、子ども対象の夏の営業に限った屋外型レジャープールを考えているとのことですが、夏だけのプールなら、南スポーツセンターのプールがあるじゃないですか。一年中利用できる温水プールでなければ意味がありません。なぜ子どもたち対象の屋外レジャープールを検討しているのか、その根拠をお尋ねいたします。

#### ○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）

子どもたちを対象とするプールを選択肢の一つとして考えていることについてであります。市内には南スポーツセンターのプールもありますが、南スポーツセンターのプールを開設している7月と8月の2か月間の温水プールの利用実態を見ましても、温水プール年間利用者の半数以上を占める10万人以上の利用があり、またその多くが子ども連れの家族であるという状況であります。

南スポーツセンターのプールにつきましては、簡易遊具を備えた小規模な幼児用プールと50メートルプールがありますが、50メートルプールは安全性の観点から利用いただくためには、泳力証を必要としており、全ての子どもが気軽に遊べる施設とは言い難い面もございます。

子どもたちの利便性という点では、中心市街地に近く、立地的には良好であるため南スポーツセンターのプールを改修することも考えられますが、プール敷地の拡張は難しく、また、温水プールが休館中であることから、この間は市内に公営のプールがない状況となります。

また、駐車台数も温水プールの3分の1程度の186台分のスペースしかなく、グラウンドと武道館の利用者も利用されることから、十分な駐車スペースも確保できない状況であります。

さらに、仮に現在とは異なる場所に新たにプールを造るとしても、市内にはプールを整備できるだけの公共用地もない状況でございます。

さらに、平成30年度までは、夏休み期間中に保護者などの協力を得ながら小学校のプール開放事業を行っておりましたが、安全管理上の観点などから廃止をしている状況でございます。

以上、申し上げた点などを考慮しますと、夏に子どもたちが水に親しむ機会を提供

できる場所が、南スポーツセンター以外にも必要ではないかと考えているところがございます。

以上であります。

#### ○10番（山田美代子）

確かに、温水プールの利用者は、子どもたちの利用が多いです。しかし、大人の方も多く利用しています。そして、大人も子どもも年中利用しているんです。

検討していく中で、例えば、今、小牧の市民がお借りしている大口町の温水プール、現在はオークマ温水プールと呼ぶんですが、そのようなオークマ温水プールのようなレジャー用ではない健康増進や、体力増進のためのプールなどは検討したのかお尋ねいたします。

#### ○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）

健康増進を目的としたプールについてのお尋ねでございます。

プールは、全身を使う有酸素運動を行うことができ、高齢者にとっても浮力で下半身への負担が軽減され、足腰に負担をかけることなく、体力づくりを行えるなど、ライフステージに応じたスポーツ活動の場所としての役割が期待できると考えております。

御質問のとおり、現温水プールにおいても泳力向上ですとか、高齢者の健康づくりなどレジャー以外の目的の利用者もおられます。

そうした利用者の多くは基本的には定期券利用者と考えられますので、定期券利用者の状況で申し上げますと、ひと月当たり延べ300人程度と把握をしております。

一方で、他自治体の施設も参考にいわゆる屋内型の健康増進プールの建築費は約15億円の試算であり、今後、本市の財政状況が厳しさを増していくことに加え、費用対効果等を考慮しますと、健康増進プールへの建替えは厳しい選択ではないかと考えております。

また、高齢化が進む中、プールへのアクセスという面でも、市内の高齢者が気軽に健康づくりに取り組む場所としては、便利な立地条件とは言えないのではないかと考えているところがございます。

そうした中、市民の健康志向の高まりもありまして、市内においてもトレーニングジムや浴室などを併設した民間のプールが増えており、現在市内には8か所の民間のプールがございます。

今後、本市の財政状況も厳しさが増すことが予想されますので、民間とサービスが重複するものについては民間に委ねるなど、公共だけでなく民間の資源も含めて市民サービスに対応していくことも必要であると考えているところであります。

以上であります。

**○10番（山田美代子）**

答弁ありがとうございます。

今の答弁の中に、温水プールのよい点も言っていただきました。今、8か所民間プールがあるということで、先ほども言いましたけど、週1回高齢者の方が220円で行くと1か月1,000円かからないんですね。やはりほかの民間プールは、本当七、八千円から1万円ぐらいかかるんですね。行けないですよ。

温水プールは、本当熱中症の心配なんです。今は昔と違って屋外のプールでも、やはり水の中に入ってるから熱中症の心配はないかというふうに思われますけど、やっぱり泳げない日もあるんですね。しかし、天候に左右されず、いつでも泳ぐことができます。

また、運動不足になりがちな寒い冬の利用もできます。寒い冬なんか屋外のプールで泳げませんから、運動不足の解消にもなります。

ぜんそく発作は、またあの温水プールの環境下では起きにくいと言われ、ぜんそく改善のために水泳を始める子どもさんも多くいらっしゃいます。

体への負担が少ない水中の運動は膝や、先ほど言われました膝痛や腰痛の予防、リハビリにもなり、高齢者にとってはフレイル予防・介護予防といった効果が大変期待されています。

私がプールでよくお会いする高齢の女性の方からは、プールに通う前は1週間のうち3日間接骨院、病院、マッサージと、1週間のうち3日間はそういうところに通っているというローテーションだったそうなんです。でも、プールに通いだして、今は全く行ってないと、よくなったとお聞きしました。

プールの中では、水圧により全身が軽く締め付けられマッサージされた状態になり、浮力、これは関節や筋肉の緊張を緩めてリラックスさせてくれます。疲労回復効果が非常に高いとされています。これらのことは、健康寿命につながると考えられます。

結果的、総合的に考えて、医療費や介護保険の利用が抑えられることも考えられます。このように本当にたくさんのメリットがある水泳・水中ウォーキング・アクアビクスは、赤ちゃんから高齢者まで全ての年齢層の健康維持・健康増進・体力づくりを自分に合った方法で楽しむことができます。

その点、市民の健康づくりの観点から考えて、温水プールの重要性、必要性は市はどのように考えているのか、市の考えをお尋ねいたします。

**○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）**

今、健康づくりということでお尋ねをいただきました。

議員言われるとおり、プールを利用することも有効な手段の一つと考えているところではありますが、健康づくりという点で、特に運動という点におきましては、現在本市においては、ウォーキングアプリ a l k o を活用し、誰もが気軽に取り組めるウォーキングを推進しているところでございますので、そうした様々な手法がある中で、本市として、特にフレイル要望等も意識する中で、総合的に考えていく必要があるかなと考えております。

以上であります。

#### ○10番（山田美代子）

かみ合わないのが永遠に続くと思います。

いろいろと申し上げましたが、やっぱり温水プールの重要性とか必要性は十分分かっていただけたかなというふうに思います。

今後、市としての公共プールの在り方を検討していくに当たっては、本当に昭和40年から長く小牧市の水泳の推進に関わってこられた水泳連盟などのスポーツ団体や、水泳愛好家の市民の声を聞くべきだと思います。

市長が懇談会で直接意見を聞いてはいかがでしょうか。これはお願いしておきます。とにかく市民の声をしっかりと聞いて、温水プールを早急に造っていただくことを最後に強く要望して、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

#### ○議長（舟橋秀和）

次に、小沢国大議員。

#### ○21番（小沢国大）

皆様こんにちは。本日最後の質問者となりました。皆様、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、先に通告してあります質問項目1点について質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願います。

質問項目1、名鉄小牧線に関連する整備と対応について。

ポストコロナの時代、公共交通の利用客が減っていることもあり、名鉄小牧線は令和6年3月16日より減便されます。民間経営ではありますが、名鉄小牧線は公共交通の要であると考えます。公共交通が利用しづらくなれば、ますます車への依存が高くなることから、利便性と安全性の高い公共交通を利用していただけるよう、関連するこまき巡回バスこまくるや駅周辺の整備をしっかりと行っていくべきであると考えますが、次の点についてお伺いをしたいと思います。

（1）名鉄小牧線の減便について。

減便となる内容についてお尋ねをいたします。

(2) 名鉄小牧線の現状について。

市内の駅の乗降客数の推移についてお尋ねをいたします。

(3) こまき巡回バスこまくるや、ピーチバスへの影響について。

今回の名鉄小牧線の減便で、こまき巡回バスこまくるや、ピーチバスと乗り換えをしている利用者への影響が心配されるが問題はないか、この点についてお伺いいたします。

(4) 交通・観光・まちづくりの推進に関わる包括連携協力に関する協定について。

昨年5月9日に名古屋鉄道株式会社と協定を締結したところではありますが、主に公共交通の利用促進を図るために、市として具体的にどのようなことを行っていくかお尋ねをいたします。

(5) 駅周辺の整備について。

小牧駅の駅周辺の整備が進む中、小牧口駅や間内駅等区画整理地内の整備も着実に完了してきています。今後の整備予定についてお尋ねをいたします。

以上で、質問項目1、1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

#### ○議長（舟橋秀和）

質問項目1について、答弁を求めます。

#### ○都市政策部次長（堀場 武）

それでは、質問項目1、名鉄小牧線に関連する整備と対応について。

(1) 名鉄小牧線の減便について。

減便となる内容についてのお尋ねであります。

名古屋鉄道の利用状況につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大前の令和元年度の利用者数と比較して、令和4年度の利用者数については、名古屋鉄道全線では約13%の減少であり、小牧線におきましては、約10%の減少であるとのことであり、新型コロナウイルス感染症感染拡大前の利用者数まで回復していない状況であり、やむを得ず減便の対策を講じざるを得ないと伺っております。

名鉄小牧線の減便内容につきましては、同社のホームページに掲載されておりますが、平日及び土日祝日の一部の時間帯において、小牧駅発の平安通駅行きの便、及び平安通駅発の小牧駅止まりの一部の便が減便となるものであります。

具体的には、往復で、平日につきましては、朝の7時台で16便から14便に2便減、8時台で15便から13便に2便減、9時台で13便から9便に4便の減の合わせて8便減となり、現在の全便数189便の約4%であります。また、土日祝日につきましては、17時台から19時台で12便から8便に4便減の合わせて12便減となり、現在の全便数171便の約7%であります。

続きまして(2)名鉄小牧線の現状について。

市内の駅の乗降客数の推移についてのお尋ねであります。

名鉄小牧線の市内鉄道駅、田県神社前駅、味岡駅、小牧原駅、小牧駅、小牧口駅及び間内駅の6駅の合計乗降客数の推移につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大前の令和元年度の申請当たりの乗降客数は約3万500人と比較しますと、令和2年度は約21%減、令和3年度は対前年度から約5ポイント増の約16%減、令和4年度は約7ポイント増の約9%減、令和5年度は7月から1月までの10か月間において、約3ポイント増の約6%減となっており、乗客数は徐々に回復傾向にあるものの、令和元年度まで回復していない状況であります。

私からは以上であります。

#### ○都市政策部長（鵜飼達市）

続きまして(3)こまき巡回バスこまくるや、ピーチバスへの影響について。

今回の名鉄小牧線の減便でこまき巡回バスこまくるや、ピーチバス等乗り換えをしている利用者への影響が心配されるが問題はないのかのお尋ねであります。

こまき巡回バスこまくるや、ピーチバス等に乗り換えをしている利用者への影響につきましては、先ほどお答えをいたしましたとおり、名鉄小牧線の減便となる時間帯では、減便後におきましても、少なくとも1時間当たり4便が確保されており、運行間隔が短いことから、減便による多少の影響はあるものの、こまくるやピーチバスの運行頻度を考えますと、大きな影響はないと考えております。

続きまして(4)交通・観光・まちづくりの推進に係る包括連携協力に関する協定について、昨年5月9日に名古屋鉄道株式会社と協定を締結したところであるが、主に公共交通の利用促進を図るために、市として具体的にどのようなことを行っていくのかのお尋ねでございます。

交通・観光・まちづくりの推進に係る包括連携協力に関する協定書につきましては、令和5年第2回定例会で石田知早人議員の一般質問にお答えをいたしましたとおり、持続可能な魅力と活力あふれる都市の実現に向け、名古屋鉄道株式会社と本市が令和5年5月9日に締結し、相互に連携・協力して取り組むこととしたものであります。

この協定の交通の項目のうち、公共交通の利用促進につきましては、ホームページやSNS等の各種媒体を活用した公共交通利用の周知や効果的な啓発活動の実施、鉄道やバスの利用促進につながる施策やイベント等を企画、実施し、小牧線沿線の居住推進を図るとともに、小牧市への来訪者の増加を図ることなどお尋ねしております。

令和5年度につきましては、令和5年10月21日、22日に開催の小牧市民まつりにおきまして、名鉄バス株式会社の近距離高速バス車両を展示し、乗車体験を行っていた

だいたほか、啓発品の提供をいただき、公共交通利用促進協議会の会員と共に、公共交通利用の啓発を行っていただきました。

また、5月のバラ・アジサイまつりや9月の外国人向けの国際交流ふれあいフェスタにおきましても、啓発品の提供をいただいたところであります。

続きまして（5）駅周辺の整備について。

今後の整備予定についてのお尋ねであります。

名鉄小牧線の市内の六つの鉄道駅周辺の整備状況につきましては、これまでに全ての駅において、周辺の道路などを土地区画整理事業などにより整備するとともに、そのうち、小牧駅、味岡駅、小牧原駅及び小牧口駅については、名古屋鉄道株式会社が実施したエレベーター設置などのバリアフリー化工事の費用を負担するなど、交通結節点の機能強化に努めてきたところであります。

今後におきましては、小牧駅については、さきの牧政会の代表質問において長田淳議員にお答えをいたしましたとおり、現在は名古屋鉄道株式会社と連携・協力しながら、小牧駅前広場等整備基本計画を策定しているところであり、民間活力の導入を視野に入れ、東は市道小牧駅東線、西はラピオまでの区間を一体的に捉え、地上部につきましてはゼロベースで、機能性はもとより、経済性、事業性などを鑑み、再配置案の検討を進めているところであり、令和7年2月頃には、小牧駅前広場等整備基本計画を取りまとめたいと考えております。

また、小牧原駅につきましては、愛知県による桃花台線のインフラ撤去後に、駅利用者の利便性向上に向けた整備を行うこととし、現在愛知県とその整備内容につきまして協議を進めているところであります。

## ○21番（小沢国大）

ただいまそれぞれに対し御答弁をいただきました。

それでは、いくつか再質問をさせていただきたいと思えます。

減便となる内容や現状についてお答えをいただきました。新型コロナウイルスの分類が2類から5類に引き下げられ、人の流れも戻りつつはあるものの、まだ乗降客が戻らないというのは悩ましいところであると思えます。

先日前お伺いできない予定だったオープンベースに行くことになり、名鉄小牧線の電車を使って子どもと一緒に、この名鉄小牧線に乗車をさせていただきました。以前のイベントのときよりも利用客が少ないように感じたところであります。また、減便による乗換えの影響については、大きな影響はないとのことでしたが、ダイヤ改正後、何らかの不具合が生じた場合は、適切な対応をよろしく願いいたします。



また、協定の内容についてもお答えをいただきました。最近民間会社との協定を結ぶ報告も増えたように感じるところでございますけれども、今後も協定内容にあるようにしっかりと連携を行って、公共交通の利用促進に努めていただきたいと思います。

それでは、駅周辺の整備について再質問をしたいと思います。

桃花台線のインフラ撤去も進み、小牧駅または小牧原駅の整備が予定されていますが、毎年、我が会派からも要望させていただいております。味岡駅の外トイレの設置についてどのように考えているか、お聞かせください。よろしくお願いたします。

#### ○都市政策部長（鵜飼達市）

味岡駅の外トイレ設置についてのお尋ねでございますが、味岡駅につきましては、駅の構内に、男女それぞれのトイレに加え、多機能トイレが設置されており、男子トイレにつきましては、小便器が二つ、個室トイレが一つ、手洗いが一つ。女子トイレにつきましては、個室トイレが二つ、手洗いが二つ、多機能トイレには便器や手洗いのほか、おむつ交換台、ベビーチェアなどが備えられております。

また、名古屋鉄道株式会社に確認をしたところ、鉄道利用されていない方も、トイレを利用できるよう配慮いただいているとのことであり、具体的に申しますと、当駅は無人駅でございますので、自動改札機の外に設置がされておりますインターホンでトイレを利用したい旨を伝えていただくと、自動改札機を通過できるようになり、トイレを利用することが可能であるとのことでございます。

こうしたことに加えまして、味岡駅前広場の利用者は主に名鉄小牧線の利用者であると考えておりますので、現在のところ駅前広場等へのトイレ設置については検討いたしておりません。

以上であります。

#### ○21番（小沢国大）

ただいま御答弁をいただきました。

現在は設置については考えていないとのことございました。先日の会派の代表質問等で、小牧市の財政状況も極めて慎重な時期であると思っておりますので、例えば、味岡駅については、駅構内のトイレ改修工事を行う時期が来たときに、またさらに利用しやすくなるように整備、また地元の間内駅のほうにはトイレ自体がありませんので、こういったものも設置をしていただけるように、よろしくお願い申し上げます。

それでは、最後に一点だけです。全体を通じて質問をさせていただきたいと思ます。

議場でも度々話は出てきているかとは思いますが、名古屋市営地下鉄上飯田線、平安通以南の延伸の状況についてお尋ねをさせていただきたいと思ます。よろしくお

願います。

**○都市政策部長（鵜飼達市）**

名古屋市営地下鉄上飯田線の延伸につきましては、令和4年第2回定例会及び令和3年第2回定例会におきまして、鈴木裕士議員の一般質問にお答えをいたしましたとおり、名鉄小牧線につきましては、平成15年に上飯田連絡線が開通したことにより、名古屋市中心部へのアクセスが大変便利になり、利用者は格段に増加いたしました。平安通駅から名古屋駅へ向かう場合、2回の乗換えが必要であるため、乗換え回数の減少に寄与いたします名古屋市営地下鉄東山線への早期接続が重要であると考えております。

このため、名古屋市営地下鉄上飯田線平安通駅以南の整備につきまして、小牧市、春日井市、犬山市で組織をいたします名鉄小牧線全線複線化と名古屋市営地下鉄上飯田線早期延伸促進期成同盟会、こちらや、小牧市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町扶桑町の4市2町で組織する尾北地区広域交通網対策連絡協議会、また公共交通利用促進協議会におきまして、名古屋市や名古屋鉄道株式会社などに対しまして要望活動を実施しているところであり、今後も引き続き実施してまいりたいというふうに考えております。

**○21番（小沢国大）**

状況についてお答えをいただきました。

様々な団体が関連しているかと思うので、すぐに実現しないかと思えますけれども、実現することを期待いたします。

今回このような質問をしたのも、小牧市は土地の形状からしても車移動のほうが圧倒的に選択されやすいからです。公共交通を利用しましょうとはいうものの、使いづらい状況になればなるほど、利用率は下がっていくものであるというふうに思っております。そんな状況に陥らないように、名古屋鉄道株式会社は、民間会社であります。市と今後もしっかりと連携して、官民一体となって利用しやすい公共交通であり続けることをお願いいたしまして、私の全ての質問を終わります。

**○議長（舟橋秀和）**

以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、3月12日午前10時より開きますので、定刻までに御参集願います。

これをもって本日の会議は散会いたします。

（午後4時04分 散 会）

令和6年小牧市議会第1回定例会議事日程（第4日）

令和6年3月11日午前10時 開議

第1 一般質問

1 個人通告質問